

第3期 清流の国ぎふ森林・環境基金事業 【概要書】

(R7. 4. 1版)



岐 阜 県

第3期 清流の国ぎふ森林・環境基金事業

I 森林部門

1	環境保全林整備事業（森林経営課）	2
2	里山林整備事業	
	①危険木の除去（森林活用推進課）	5
	②バッファークゾーンの整備（森林活用推進課）	8
	③ライフライン保全対策事業（防災課）	10
3	脱炭素社会に貢献する森林づくり事業	
	①被害森林等での早生樹等の植栽等（森林経営課）	11
	②森林吸収源対策（森林活用推進課）	13
4	教育福祉関連施設木造化・木質化等促進事業	
	①木造化・内装木質化（県産材流通課）	14
	②木製品の導入（県産材流通課）	16
5	木質バイオマス利用促進事業	
	①木質バイオマス利用施設の導入（森林経営課）	18
	②未利用材の搬出（県産材流通課）	19
6	ぎふ木育推進事業	
	①— 1 ぎふ木遊館の管理・運営（ぎふ木遊館）	20
	①— 2 ぎふ木育全県展開の推進（森林活用推進課）	21
	②ぎふの木を使った教材の導入（森林活用推進課）	23
	③森や木、川に関する環境教育やぎふ木育教室の開催（森林活用推進課）	24
7	森林空間活用促進事業	
	①観光道路周辺の観光景観林の整備（森林活用推進課）	26
	②森林空間の活用を図るための施設の設置・改修（森林活用推進課）	28
	③森林空間を活用した活動の普及促進（森林活用推進課）	30

II 環境部門

8	野生鳥獣個体数管理事業	
	①ニホンジカの個体数管理を目的とした捕獲等（農村振興課）	32
	②ニホンザルの個体数管理を目的とした捕獲等（農村振興課）	34
	③カワウやカワアイサ及びサギ類の個体数管理を目的とした捕獲（農村振興課）	36
	④大学等と連携して行う野生動物管理に関する調査研究等（環境生活政策課）	38
9	自然生態系保全・再生事業	
	①上下流域が連携した河川清掃活動の実施（河川課）	40
	②河川魚道の改修及び適切な維持管理（河川課）	41
	③水田魚道の設置等による水みちの連続性確保及び効果検証（農村振興課・農地整備課）	42
	④生物多様性の保全・再生の普及啓発（環境生活政策課）	43
	⑤生態系保全・再生に係る活動支援（環境生活政策課・農村振興課）	44
10	脱炭素社会ぎふづくり事業	
	①脱炭素社会ぎふを支える人づくり（環境生活政策課・省エネ・再エネ社会推進課・農地整備課）	46

III 共通部門

11	清流の国ぎふ地域活動促進事業（森林活用推進課・環境生活政策課）	49
----	---------------------------------	----

I 森林部門

1 環境保全林整備事業

(1) 事業目的

森林所有者による森林整備の実施が困難な水源地域や渓流域、急傾斜地等の森林について、水源かん養機能や土砂流出防止、水質浄化、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全など公益的機能の高い環境保全林に誘導するため、公的な管理・支援を推進する。

なお、令和4年度から、従来の環境保全林整備事業のメニューに「里山林整備事業」の補助対象であった次のメニューを組み入れる。

- ・ 不用木除去
- ・ 修景保全
- ・ 放置竹林整備
- ・ 森林病虫害の防除

※環境保全林整備事業における従来のメニューを「水源涵養林等整備」、旧里山林整備事業のメニューを「生活保全林等整備」とする。

(2) 対象森林

①水源涵養林等整備

次のアからエまでに掲げる全てを満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林であること。

ア 市町村森林整備計画における森林配置計画の将来目標区分において、「環境保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林で、次のいずれかに該当すること。

- (ア) 飲用水や農業用水等の水源として重要な森林
- (イ) 渓流に面した森林
- (ウ) 山地災害等を防止するうえで重要な森林
- (エ) 木材生産をするうえで立地条件が不利な森林

イ 除間伐は12齢級以下の人工林、更新伐は18齢級以下の人工林

ウ 1施行地の面積が0.1ha以上の森林

エ 10年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定を締結した森林

②生活保全林等整備

次のアからウまでに掲げる全てを満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林とする。

ア 目標区分において「環境保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林で、(3)事業内容の②のとおり次に該当すること。

- (ア) 地域住民の快適な生活に資する里山林及び貴重な動植物の生息・生育地の保全に資する森林であること。
- (イ) 地域住民の健康増進や林産物の利用など、地域の資源としての活用が見込まれる森林であること。
- (ウ) 目標区分において「生活保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林（以下「生活保全林等」という。）であること。

イ 1施行地の面積が0.1ha以上の森林（(3)事業内容の②ウを除く。）

ウ 10年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定を締結した森林

(3) 実施内容

①水源涵養林等整備

ア 伐採率がおおむね30%以上の除間伐等
（風雪害の発生のおそれがあるなど、30%以上の伐採が適切でない場合を除く）

イ 伐採率が30%以上50%以下の更新伐
（残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状や群状の伐採を含む）

ウ 森林所有者の特定や同意の取り付け等

②生活保全林

- ア 不用木や不良木、支障木の除去や淘汰
（（２）対象森林②のアにおける（ア）又は（イ）に該当する森林）
- イ 枯損木等の除去、枝葉の除去、下草刈り等林床整備
（（２）対象森林②のアにおける（ア）又は（イ）に該当する森林）
- ウ 被害木の伐倒、薬剤処理、破砕、搬出運搬等
（（２）対象森林②のアにおける（ア）又は（イ）に該当する森林）
- エ かつて管理されていた竹林であるが、現在は管理がされていない竹林（放置竹林）
で、管理の再開により元の竹林に再生することが可能な竹林整備
（（２）対象森林②のアにおける（ウ）に該当する森林）

（４）実施方法

森林所有者と事業主体、市町村との間で本事業の趣旨を合意・協定を締結したうえで、事業主体は対象地域の間伐等の森林整備を実施する。

県は事業主体が実施する実施内容の費用（市町村の間接補助経費にあつては当該補助に要する経費）及び、水源涵養林等整備における森林所有者の特定や同意の取り付け等に要する費用を助成する。

（５）事業量（Ｒ４～Ｒ８年度の５年間）

人工林の間伐 10,500ha 2,100ha/年

（６）目標とする姿

混交林：針葉樹と広葉樹が混生する森林

（７）事業主体

①水源涵養林等整備

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、その他知事が認める者

②生活保全林等整備

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、地域団体その他知事が認める者。

（８）補助率等

実施内容に要する経費：10／10 以内（県の定める標準事業費が上限）

水源涵養林等整備に限り、森林所有者の特定や同意の取り付け等に要する経費（関連条件整備）：38 千円／ha

< R 6 年度単価 >

○環境保全林整備事業担当（従来 of 事業分）

除伐 203,400 円/ha

間伐 207,900 円/ha

更新伐 187,000 円/ha

関連条件整備 38,000 円/ha

※除伐、間伐、更新伐については、間接費として、事業主体の実情に合わせ

21%（現場監督費）＋0～18%（社会保険料等）を加算して百円未満を切り捨てた金額を単価とする。

○生活保全林等整備の上限単価

不用木除去 288,900 円/ha

修景等環境保全 274,500 円/ha

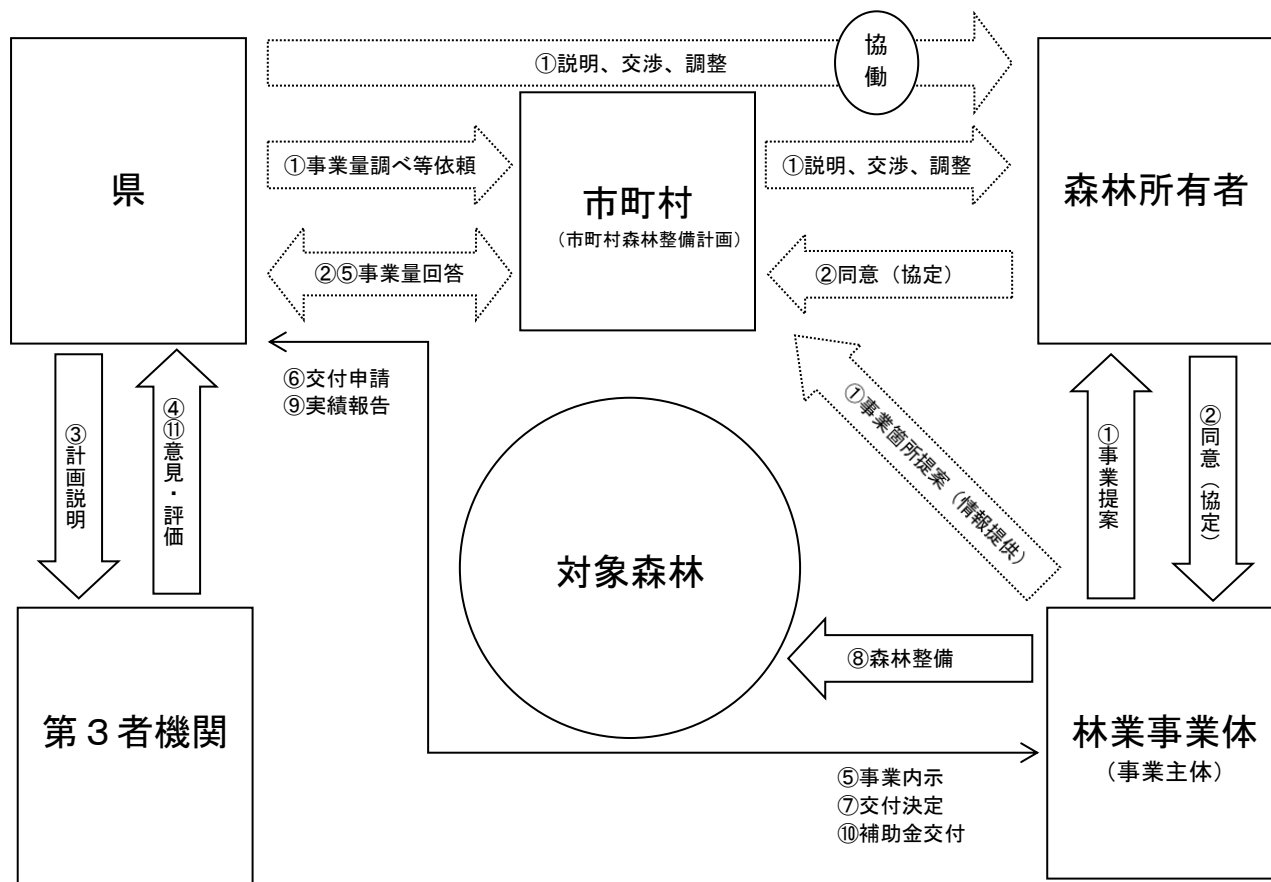
森林病虫害の防除 35,000 円/m³

放置竹林の整備 2,208,000 円/ha または 36,800 円/100 本

(9) 更新方法

更新伐における更新方法は、天然更新を基本とする。ただし、伐採実施の翌年度から2年経過して更新が図られていない場合は、原則、植栽により更新をすること。

(10) 事業フロー図（イメージ）



※ 市町村が事業主体として実施すること、市町村を通じた間接補助事業として実施すること、いずれも可。

担 当：林政部 森林経営課 整備係（内線4386）

2 里山林整備事業（①危険木の除去）

（１）事業目的

気象害による倒木の防止など、地域住民の生活環境の保全を図るため、集落に隣接した生活保全林等の整備を支援する。

（２）対象地域

①生活保全林危険木除去タイプ

次に掲げる全ての要件を満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林であること。

1) 市町村森林整備計画における森林配置計画の将来目標区分において、「生活保全林に区分された森林又は区分される予定の森林」（以下「生活保全林等」という。）であること。

2) 1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。

3) 森林以外への転用禁止等を定めた協定を締結した森林。

②森林地域外危険木除去タイプ

次に掲げる要件をすべて満たす樹木であること。ただし、地域森林計画対象内森林及び道路、公園等の樹木で管理者が自ら整備すべきものを除く。

1) 気象害、枯損、過度な成長により倒木等の危険性が高いと考えられる樹木

2) 住宅団地周辺など、公共性・公益性の高い場所に存在する樹木

3) 自治会等から特に要望がある樹木

（３）実施内容

タイプ	内容等
①危険木の除去	○倒木の危険性が高い樹木の伐採 対象木、保全対象、施業内容及び対象森林の所有者は下記のとおりとする。 （１）対象木 次のいずれかに該当するもの （ア）樹高が概ね10m以上であって枯損木又は斜立木であるもの。 （イ）知事が特に危険と認めるもの。 （２）保全対象 公共施設、住宅等で人命に関わる可能性が高いもの。 （３）施業内容 伐倒、林内整理（枝払い、玉切り、片付け） なお、搬出、破碎については原則、補助対象外とする。 ただし、（２）（３）に該当しない場合、事業主体は事業計画書提出時までに部長と別途協議を行い、部長が特に必要と認める場合は事業実施できるものとする。 （４）対象森林の所有者 保全対象の所有者と同一でないこと。 （５）要綱別表第 1 の 3 に規定する共通仮設費、社会保険料、現場監督費の上限 共通仮設費、社会保険料、現場監督費の上限については、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年 3 月 31 日付け22林整第857号林野庁森林整備部整備課長通知）に定める率とする。
②森林地域外危険木除去	「①危険木の除去」と同様

※事業実施に当たっては地域森林計画における生活保全林の施業基準等に留意し事業実施すること。

(4) 実施方法

森林所有者と市町村との間で本事業の趣旨を合意したうえで、事業主体は対象箇所の危険木の除去を実施する。

県は事業主体が実施する危険木の除去の費用を助成する。

(5) 事業量（R4～R8年度の5年間）

350 箇所（「①危険木の除去」のみ計上）

(6) 目標とする姿

明るく見通しの良い林相、地域住民が安心できる里山林

(7) 事業主体

①危険木除去タイプ

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、地域団体、その他知事が認める者

②森林地域外危険木除去タイプ

市町村

(8) 補助率等

①危険木の除去タイプ

・上限：必要経費積み上げ額以内

（共通仮設費、社会保険料及び現場監督費の上限は別に定める。）

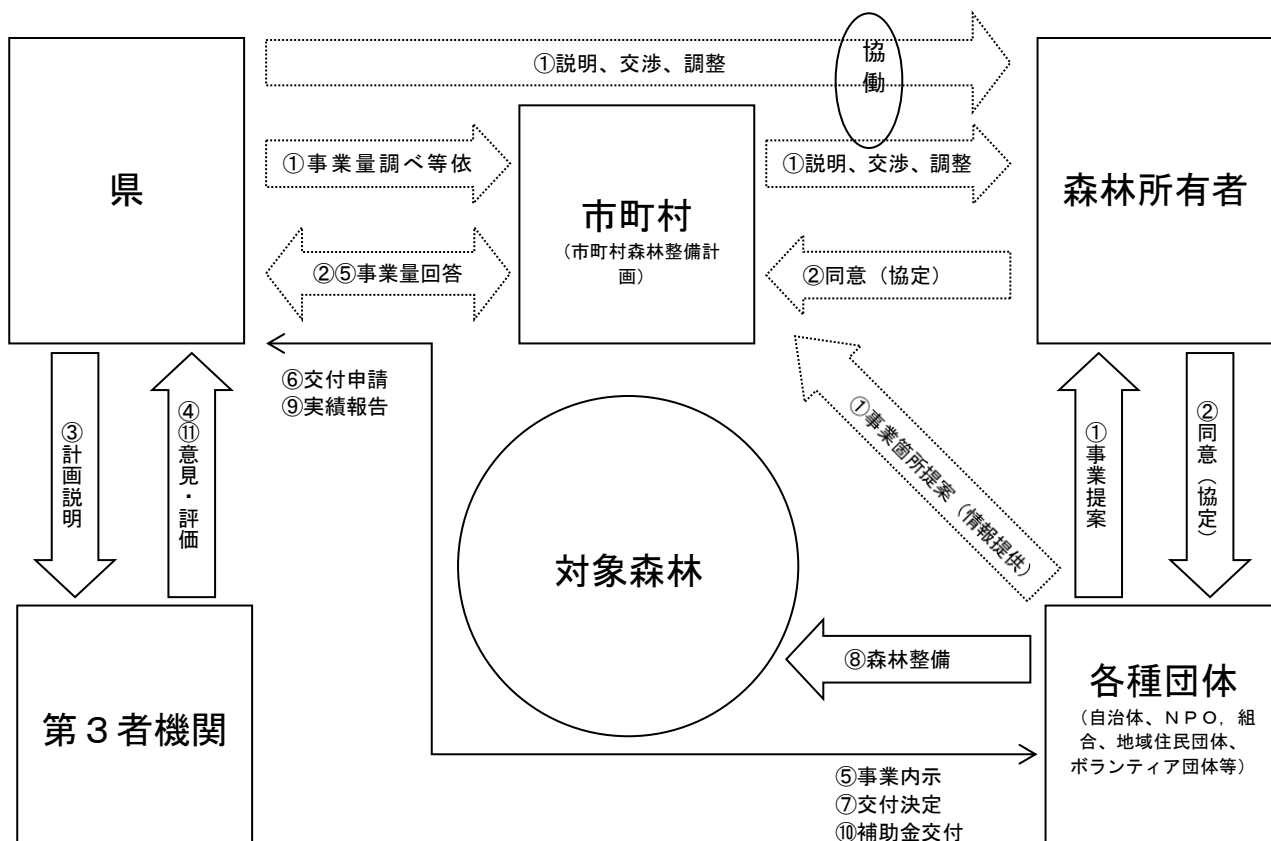
②森林地域外危険木除去タイプ

・上限：必要経費積み上げ額の2／3以内（上限1,000千円／箇所）

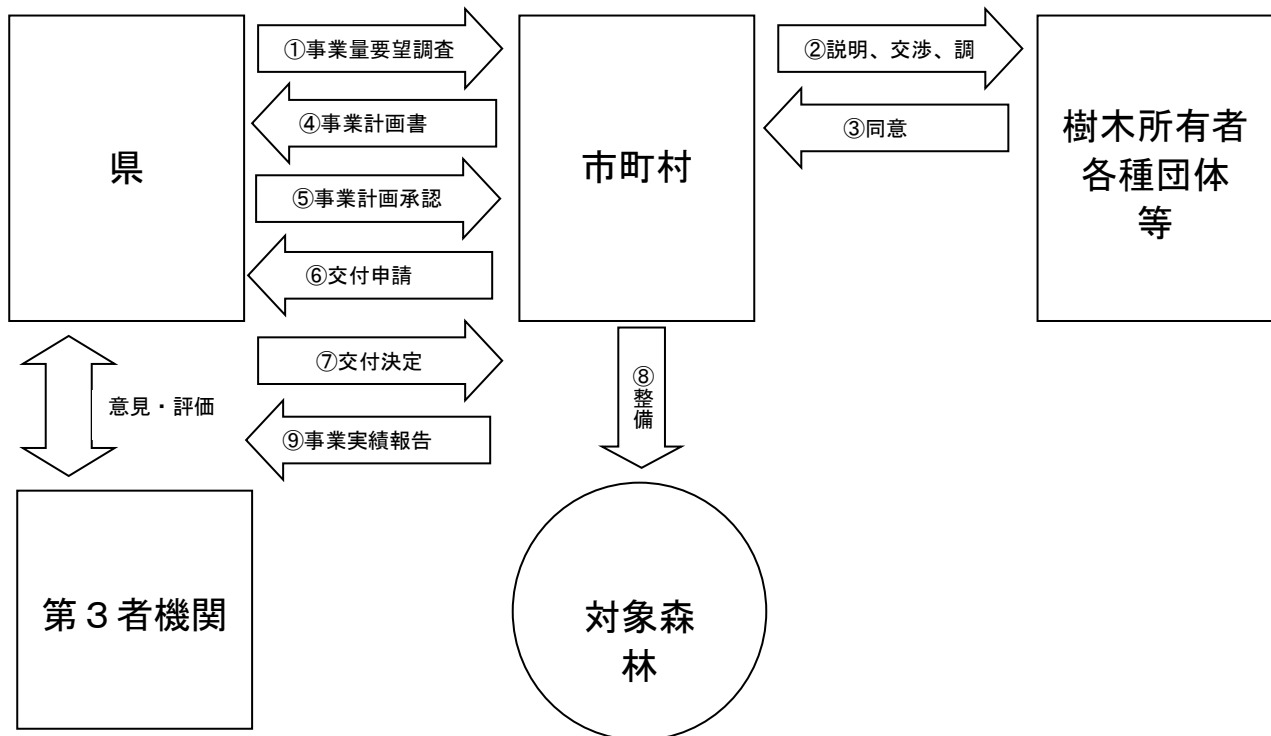
（共通仮設費、社会保険料及び現場監督費の上限は別に定める。）

(9) 事業フロー図 (イメージ)

① 危険木の除去



② 森林地域外危険木除去タイプ



担 当：林政部 森林活用推進課 森林活用係（内線 4 3 4 4）

2 里山林整備事業(②バッファゾーンの整備)

(1) 事業目的

野生鳥獣による被害の軽減や生物多様性の保全を図るため、集落に隣接した生活保全林等の整備を支援する。

(2) 対象地域

次に掲げる全ての要件を満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林であること。

- 1) 市町村森林整備計画における森林配置計画の将来目標区分において、「生活保全林に区分された森林又は区分される予定の森林」（以下「生活保全林等」という。）であること。
- 2) 1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。
- 3) 森林以外への転用禁止等を定めた協定を締結した森林。

(3) 実施内容

タイプ	内容等
ア バッファゾーン (緩衝帯) 整備	○森林整備 下刈り、つる切り 枯損マツ・ナラ類等の伐倒 上層木の伐採 侵入竹の伐倒 林縁部等の広葉樹等の植栽（樹種転換） 上記作業に伴う伐採木等の林内整理 （枝払、玉切、後片付けを含む。） ○附帯整備 簡易な作業歩道の整備 簡易な安全施設等（柵工等）の整備

※事業実施に当たっては地域森林計画における生活保全林の施業基準等に留意し事業実施すること。

(4) 実施方法

森林所有者と市町村との間で本事業の趣旨を合意したうえで、事業主体は対象箇所のバッファゾーン整備を実施する。

県は事業主体が実施するバッファゾーン整備の費用を助成する。

(5) 事業量（R4～R8年度の5年間）

200 箇所

(6) 目標とする姿

- ・ 明るく見通しの良い林相、地域住民が安心できる里山林
- ・ 人と野生鳥獣との緩衝帯となる里山林

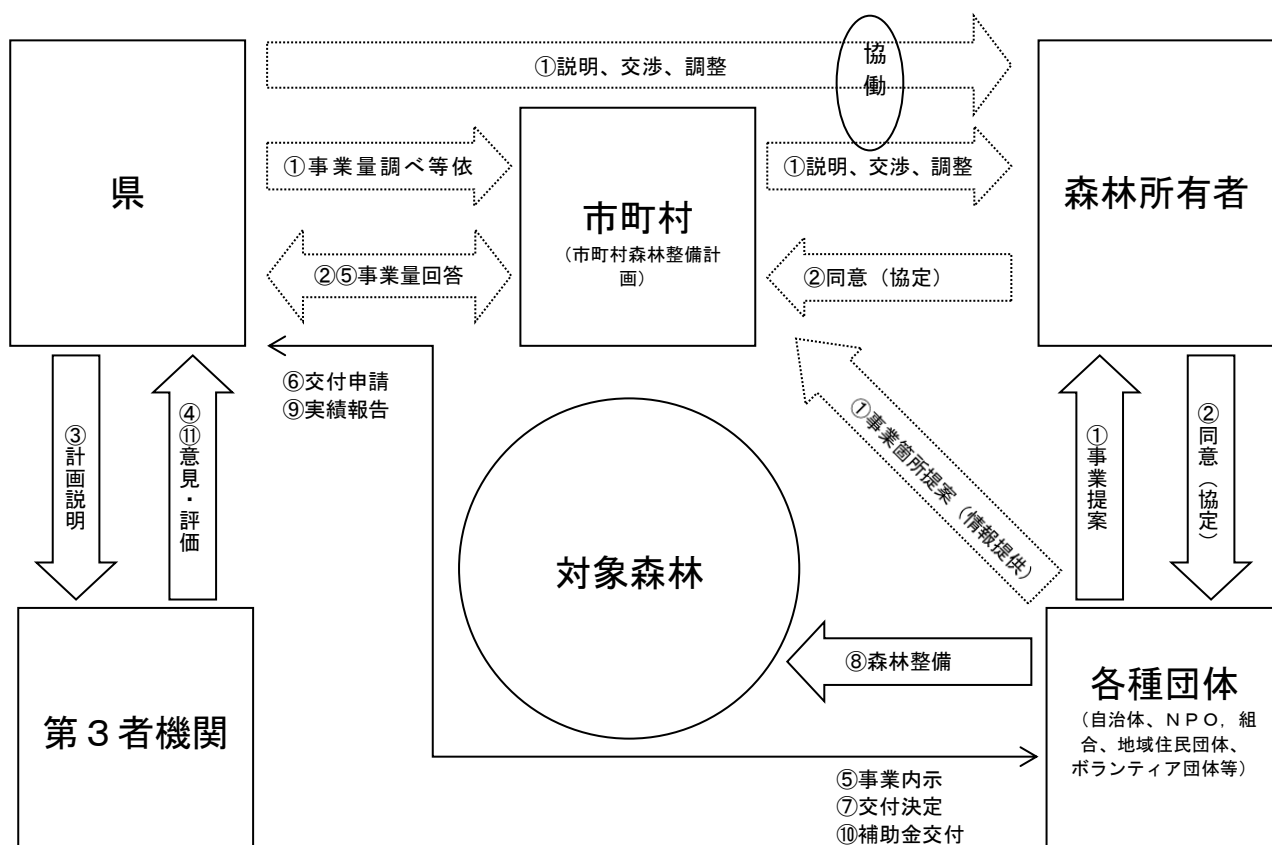
(7) 事業主体

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、地域団体、その他知事が認める者

(8) 補助率等

上限：700 千円／ha

(9) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：林政部 森林活用推進課 森林活用係（内線 4 3 4 4）

2 里山林整備事業（③ライフライン保全対策事業）

（１）事業目的

強風や大雪等による停電や、これに起因する被害の発生を抑止するため、あらかじめ電線周辺の倒木のおそれがある立木の伐採事業を支援する。

（２）実施方法

市町村が電力会社からの負担金を徴収して実施する伐採事業について補助する。
実施箇所は、「孤立予想地域における停電発生リスク」、「医療・福祉施設、浄水場、避難所等の重要施設への二次被害の回避」の観点から優先的に実施すべき箇所を洗い出し、県、市町村、電力会社で構成する対策会議において決定する。

（３）事業主体

市町村

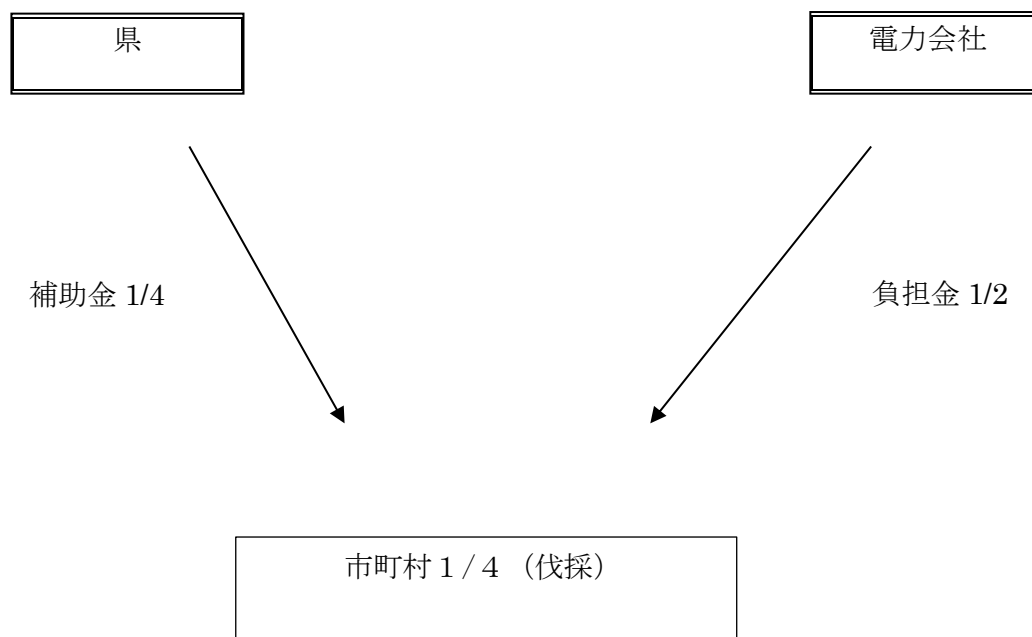
（４）補助率等

県 1/4、市町村 1/4、電力会社 1/2

（５）事業量（Ｒ６～Ｒ８年度の３年間）

28箇所

（６）事業スキーム図（イメージ）



担 当：危機管理部 防災課 災害対策係（内線 2841）

3 脱炭素社会に貢献する森林づくり事業(①被害森林等での早生樹等の植栽等)

(1) 事業目的

気象災害による被害森林や皆伐後に天然更新の見込みがない森林において、二酸化炭素吸収に貢献するため、早生樹等を活用した再生林を促進して健全な森林を造成するとともに、県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現を推進する。

(2) 対象森林

市町村森林整備計画において、「環境保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林で主に次に該当する森林で実施する。

- ・「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林又は区分される予定の森林
- ・天然更新すべき立木本数が市町村森林整備計画に定める本数に満たない森林又は、天然更新が見込めないと推測される森林
- ・風害等の気象害や病虫獣害による被災森林(特殊地拵えを実施する場合は1haあたり概ね30m³以上の蓄積)

(3) 実施内容

次の事業に要する経費を助成する。

- ①人工造林
 - ・植栽
 - ・地拵え
 - ・特殊地拵え
- ②下刈り・雪起こし
- ③鳥獣害防止施設等整備
 - ・忌避剤
 - ・幼齢木保護
 - ・防護柵

(4) 実施方法

事業主体(人工造林実施者)と森林所有者及び伐採者が「主伐・再生林推進ガイドライン」に基づく協定等を、また、事業主体、市町村長及び森林所有者と「脱炭素社会に貢献する森林づくりに関する協定」をそれぞれ締結することが要件となる。

(5) 事業量(R4～R8年度の5年間)

植栽等整備 100ha 20ha/年

(6) 目標とする姿

- ・脱炭素社会に貢献する森林
- ・被災森林の復旧

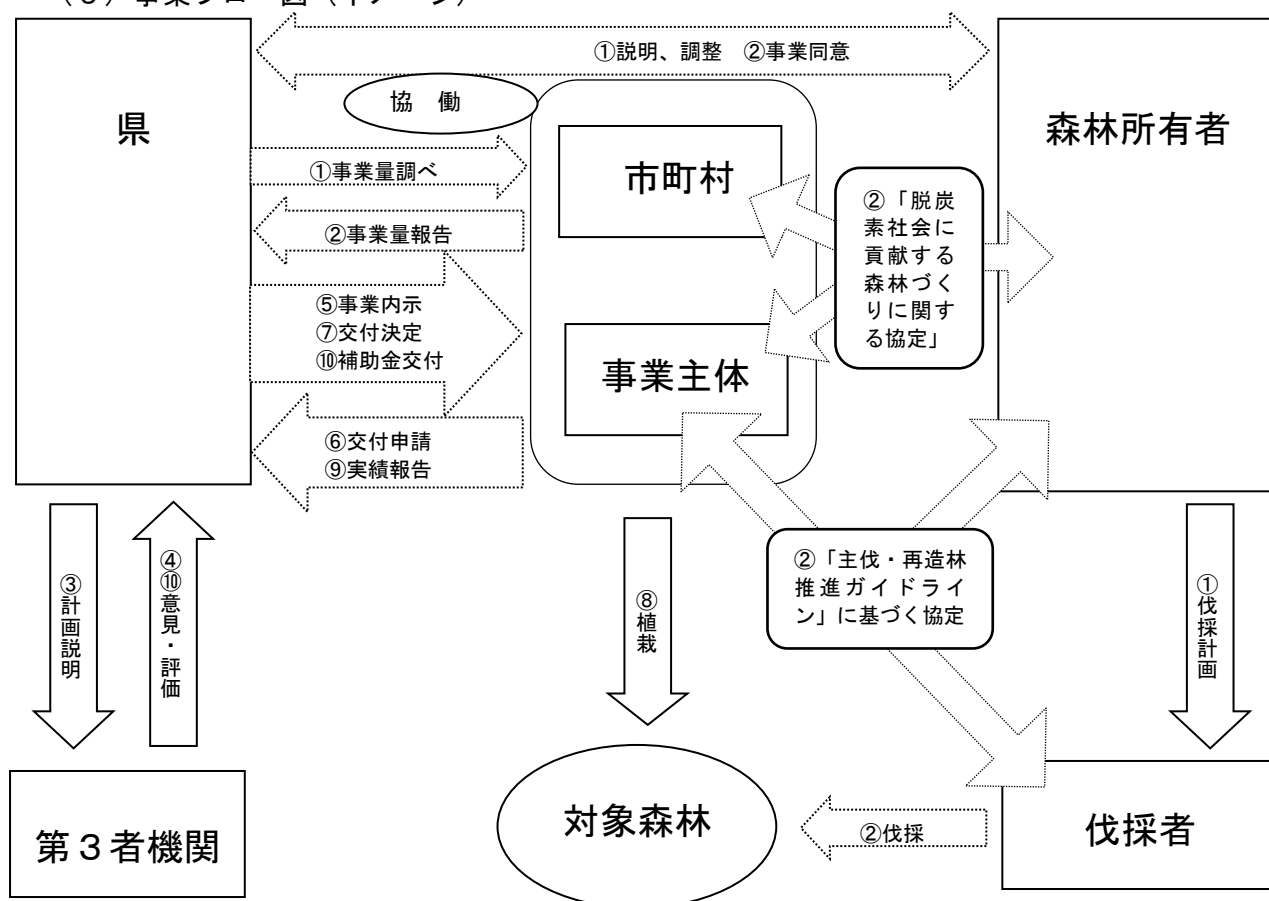
(7) 事業主体

市町村、森林組合、森林組合連合会、林業事業体、森林整備法人、その他林業関係者等の組織する団体

(8) 補助率等

実施内容に要する経費：10/10以内(県の定める標準事業費が上限)

(9) 事業フロー図 (イメージ)



担 当 : 林政部 森林経営課 整備係 (内線 4 3 8 6)

3 脱炭素社会に貢献する森林づくり事業（②森林吸収源対策）

（１）事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、森林の二酸化炭素吸収によるオフセットクレジットの活用を基本に、森林吸収源対策の岐阜県モデル構築に向けた新たな仕組みを検討する。

（２）実施内容

「森林吸収源岐阜県モデル検討会」に、「オフセットクレジット評価検証プロジェクト研究会」と「森林信託の仕組み検討プロジェクト研究会」を設置し、オフセットクレジットを活用した森林所有者への利益還元、森林整備に充てる仕組みを検討する。

（３）実施方法

- ・「森林吸収源岐阜県モデル検討会」における岐阜県モデル構築の検討
- ・「オフセットクレジット評価検証プロジェクト研究会」における森林の二酸化炭素の吸収や固定化の研究と評価手法の検討
- ・「森林信託の仕組み検討プロジェクト研究会」における森林信託制度を活用した森林所有者への利益還元、森林整備の推進の検討
- ・「オフセットクレジット評価検証プロジェクト研究会」における調査事業
- ・森林所有者、林業事業者、市町村等に対する森林吸収源対策普及啓発事業

（４）事業量（R4～R8年度の5年間）

①検討会・研究会の開催回数 年9回（延べ45回）

（内訳）

- ・「森林吸収源対策岐阜県モデル検討会」 年3回（延べ15回）
- ・「オフセットクレジット評価検証プロジェクト研究会」 年3回（延べ15回）
- ・「森林信託の仕組み検討プロジェクト研究会」 年3回（延べ15回）

②森林吸収源対策普及事業

- ・森林吸収源対策の普及啓発に係る講演会等の開催 年1回（延べ5回）

（５）目標とする姿

- ・森林吸収源対策の岐阜県モデル構築

（６）事業主体

県

（７）スケジュール

- ・オフセットクレジット評価検証
 - R4～8年度 岐阜県独自の森林吸収クレジット制度の検討
 - R4～8年度 天然林（広葉樹林）における新たな方法論の検討
- ・森林信託の仕組み検討
 - R4～7年度 森林信託の仕組み、事業規模、適正な利益配分に関する研究
 - R6～8年度 モデル的に取組む地域の検討及び実証

担 当：林政部 森林活用推進課 森林吸収源対策係 （内線4346）

4 教育福祉関連施設木造化・木質化等促進事業(①木造化・内装木質化)

(1) 事業目的

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行に基づき、公共施設における県産材利用をより一層促進するとともに、環境にやさしく快適な空間を提供し木材利用や環境保全に対する理解を深めることを目的とする。

(2) 実施方法

公共施設のうち特に啓発効果の高い教育福祉関連施設の木造化や内装木質化を支援する。

(3) 実施内容

①木造化

(建築物を新築、増築又は改築するにあたり、主要構造に木材を使用する場合)

②内装木質化

(主要構造が木造以外の建築物を新築、増築、改築又は模様替えをするにあたり、内装に木材を使用する場合)

(4) 補助対象施設

①延床面積が概ね 300 ㎡以上の教育関連施設、福祉関連施設

②施工面積が概ね 200 ㎡以上の教育関連施設、福祉関連施設

(5) 県産材の使用基準等

①木造化

・木質部の 70%以上に「ぎふ証明材」を使用すること

・柱、梁などの主要構造はすべて J A S 製品又は「ぎふ性能表示材」を使用すること

②内装木質化

・木材は原則として「ぎふ証明材」を使用すること

(6) 事業量 (R 4 ~ R 8 年度の 5 年間)

30 施設

(7) 目標とする姿

木造化、内装木質化した公共施設が増えることで、県民が快適な空間を利用しながら木材利用や環境保全に対する理解を深め、県産材の利用拡大を通して適切な森林資源の循環利用が進み、森林が持つ多様な機能が十分に発揮される。

(8) 事業主体

①、②ともに、市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、N P O 法人等

(9) 補助率等

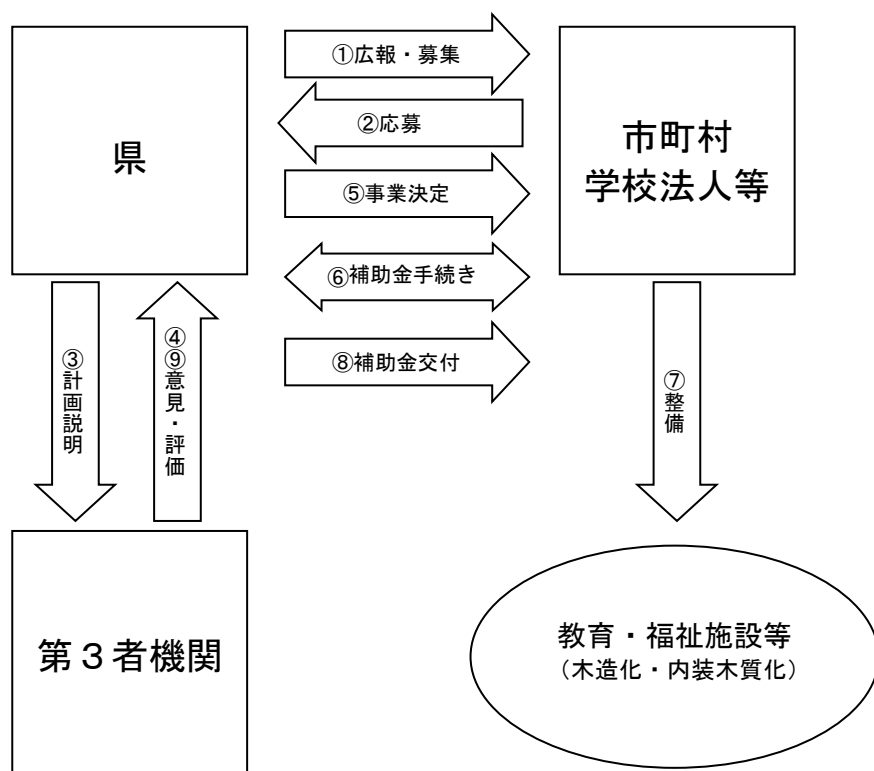
①木造化部分の床面積 1 ㎡あたり 17,000 円以内 (上限 30,000 千円)

②施工面積 1 ㎡あたり 5 千円以内 (準不燃材以上使用の場合は 10 千円以内の額)
(上限 30,000 千円)

(10) 他の補助制度との併用

国等の補助制度との併用は可能 (林野庁の木造公共施設整備関係補助金は不可)

(1 1) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：林政部 県産材流通課 消費対策係（内線 4 3 6 7）

4 教育福祉関連施設木造化・木質化等促進事業(②木製品の導入)

(1) 事業目的

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行に基づき、公共施設における県産材利用をより一層促進するとともに、子どもや保護者が直接木を見て触れることで木材利用や環境保全に対する理解を深める。

(2) 実施方法

公共施設のうち、特に啓発効果の高い教育福祉関連施設における木製の机、椅子等の導入を支援する。また、不特定多数の子育て世代が身近に利用する施設においても、子どもが木とふれあうことができるよう、児童館、図書館等に「木育ひろば」の開設を支援する。

(3) 実施内容

①県産材を使用して製作された学童机・椅子等の導入に要する経費への支援

教育福祉関連施設への机、椅子等の導入（原則、J I S 適合製品、若しくは J I S に準拠した試験に合格した製品。ただし、ロッカー、下駄箱等の人の荷重が掛からない家具は除く。）

②ぎふ木育ひろばの設置に要する経費への支援

県から認定された「ぎふ木育ひろば」への県産材を使用した木製品（パーテーション・収納棚等）の導入

(4) 事業量（R 4 ～ R 8 年度の 5 年間）

1 0 0 箇所

(5) 目標とする姿

木製品を導入する施設が増え、子どもや保護者が木製品に触れることで木材利用や環境保全への意識を醸成し県産材の利用拡大に繋げ、適切な森林資源の循環利用が進み、森林が持つ多様な機能が十分に発揮される。

(6) 事業主体

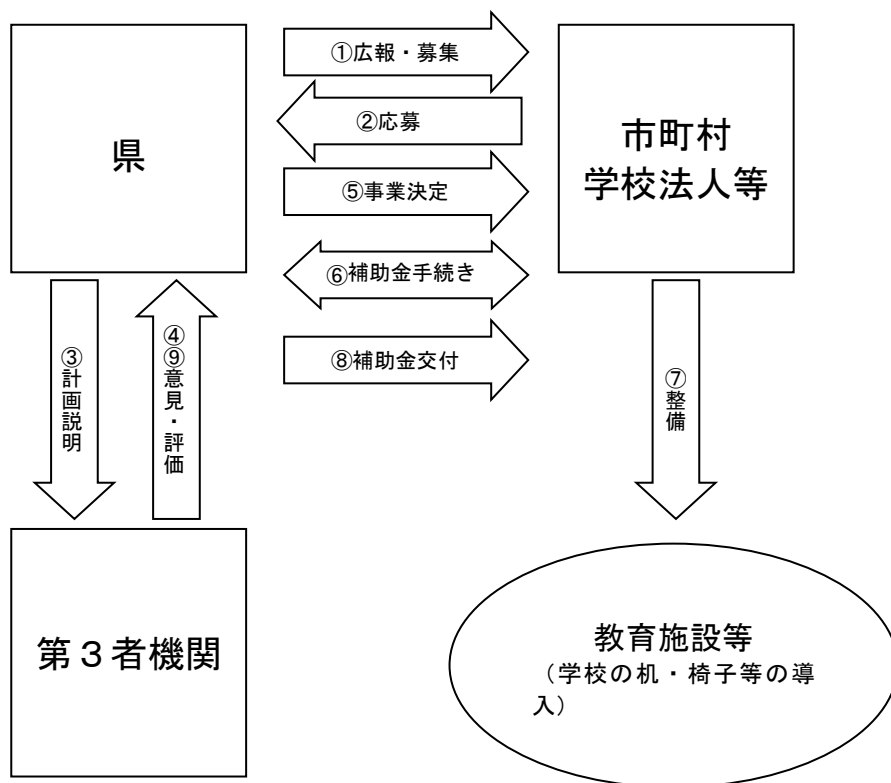
市町村、学校法人、社会福祉法人、N P O 法人等

(7) 補助率等

①導入経費の 1 / 2 以内（机・椅子については上限 18 千円／セット）

②導入経費の 10 / 10 以内（上限 400 千円）

(8) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：林政部 県産材流通課 消費対策係（内線4367）

5 木質バイオマス利用促進事業(①木質バイオマス利用施設の導入)

(1) 事業目的

間伐等に伴い生じる林地残材等の未利用材を木質バイオマス資源として利用促進し、地域の森林資源の有効利用や化石燃料から木質燃料への転換を誘導し、地球温暖化防止対策に寄与するため、公共施設等への木質バイオマスを使用したエネルギー利用施設の導入を支援する。

(2) 実施内容

・公共施設等における木質バイオマス利用施設の導入
薪、木質チップ・ペレット等の木質バイオマスを使用するボイラー、ストーブ等。ただし、燃料は県内に所在する森林から生産された木材を原料として加工・製造されたものに限る。また、ストーブ等は県内で製造された製品の導入に努める。

(3) 実施方法

木質バイオマス利用施設の導入に対して補助する。

(4) 事業量 (R4～R8年度の5年間)

5施設(ボイラー)、150台(薪・ペレットストーブ)

(5) 事業主体

市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間事業者(多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー事業等を営む者)、その他知事が認めるもの

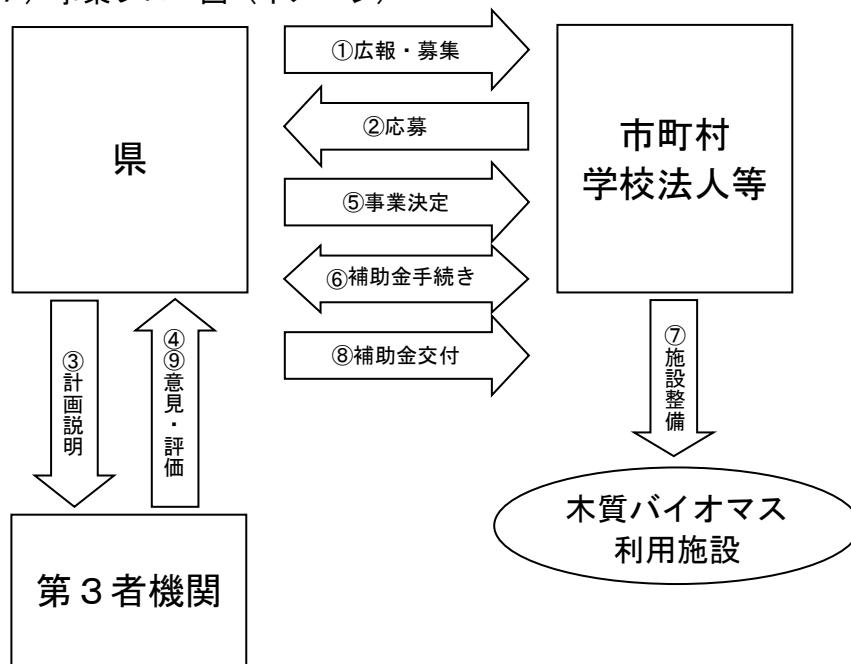
(6) 補助率等

事業費の1/2以内

上限設定あり

・木質資源利用ボイラー：4,000千円/施設
・木質ペレットストーブ、薪ストーブ：500千円/台

(7) 事業フロー図(イメージ)



担 当：林政部 森林経営課 木質バイオマス産業係(内線4390)

5 木質バイオマス利用促進事業(②未利用材の搬出)

(1) 事業目的

間伐等に伴い生じる林地残材等の未利用材を木質バイオマス資源として利用促進し、地域の森林資源の有効利用や化石燃料から木質燃料への転換を誘導し、地球温暖化防止対策に寄与するため、県民協働による未利用材の搬出を支援する。

(2) 実施内容

市町村・地域住民が一体となって搬出された未利用材の取引

(3) 実施方法

市町村及び地域住民が一体となって搬出された未利用材の取引に対して補助する。

(4) 事業量 (R4～R8年度の5年間)

22,500 t

(5) 事業主体

市町村(間接補助事業者:地域で組織する協議会・NPO法人・バイオマス加工事業者等)

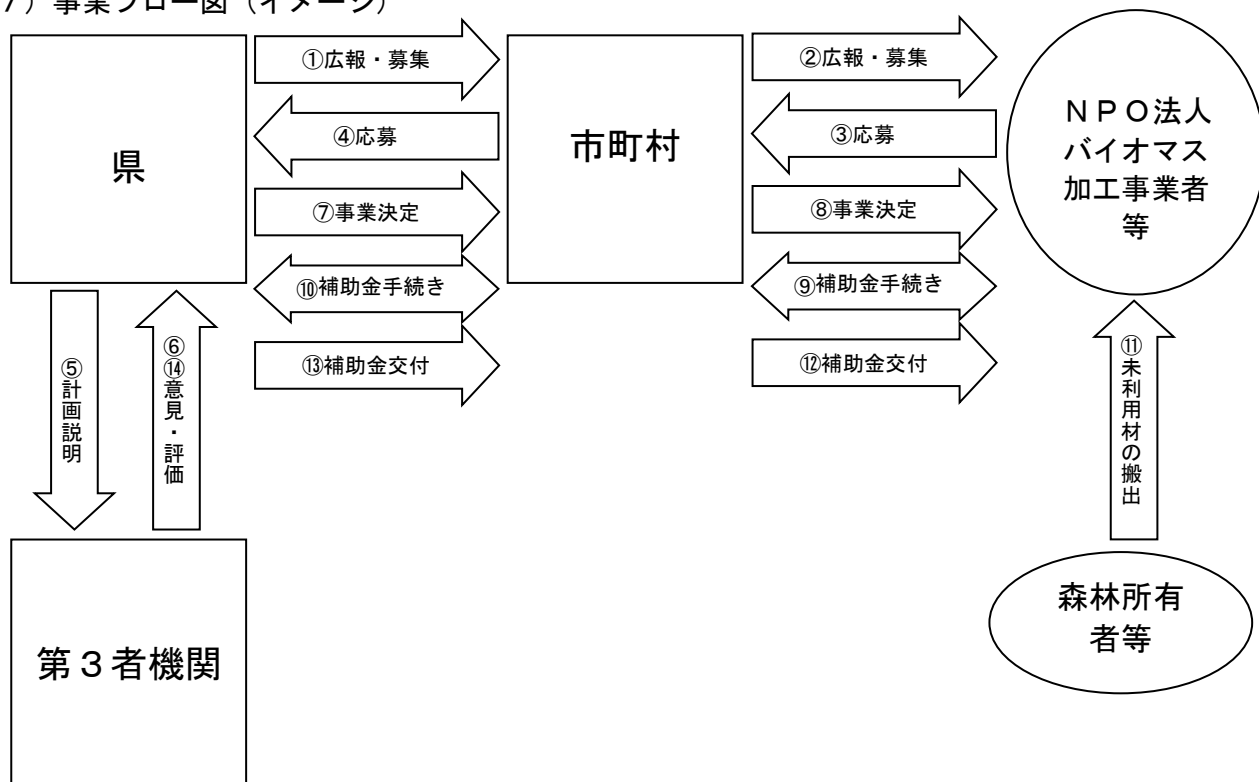
(6) 補助率等

市町村が助成する額の1/2以内

上限設定あり

- ・搬出材の取引に要する経費:1,500円/t
- ・搬出機械の導入に要する経費:750千円/事業
- ・伐採保護衣:13千円/着
- ・保護帽:6千円/個
- ・事業実施主体が主催する研修会費用:30千円/回

(7) 事業フロー図(イメージ)



担 当 : 林政部 県産材流通課 資源活用係 (内線 4 3 6 2)

6 ぎふ木育推進事業(①ぎふ木遊館の管理・運営 — 1 ぎふ木遊館の管理・運営)

ぎふ木育の取組み『木育拠点の整備・運営』について(参考)

1. 目的

ぎふの豊かな森林の恵みを体感し、森林を守り育てる人材を育成するための教育である『ぎふ木育』を進めるため、「だれでも」「いつでも」ぎふの木を核とした「学び」「交流・連携」「創造」「発信」のサービスを楽しむ総合的な拠点を整備し運営する。

2. 名称 「ぎふ木遊館」

場所：岐阜市学園町 2-33

建物延床面積：836m²

3. 年間入場者数（令和7年度目標） 5万人以上

4. 施設概要

(1) 赤ちゃんひろば：2歳未満の赤ちゃんと保護者専用

- ・赤ちゃんと保護者が自由に遊ぶ。
- ・保護者は、安心して見守り、保護者同士で交流する。
- ・木育指導員等が、保護者へ遊び方等のアドバイスを行う。

(2) 木育ひろば

- ・子どもたちが空間（段差、大型遊具等）や、木のおもちゃを使って自由に遊ぶ。
- ・保護者・大人は、子どもと一緒に遊び、見守る。
- ・木育指導員等が、木のおもちゃでの遊び方を子ども等に教える。

(3) 木工室

- ・子どもや親子が、自然物（木、ドングリ、葉っぱ、枝）等を使って木育を体験する。
- ・おもちゃ作家等が新たな木のおもちゃの制作・メンテナンスなどを実施する。
- ・ぎふ木育等に関する研修を行う。

(4) ギャラリー

- ・季節やイベントに合わせた企画展示（ギャラリー）
- ・ぎふ木育、森のようちえん、里山づくり等に関する情報発信・交流の場

(5) その他

エントランス、木育ショップ、授乳室、ひといきスペース

○ 参考

【年間入館者数】

R2年度 20,351人(208日)

R3年度 24,143人(242日)

R4年度 41,331人(302日)

R5年度 52,716人(303日)

R6年度 52,147人(299日)

担 当：林政部 ぎふ木遊館（058-215-1515）

6 りふ木育推進事業(①りふ木遊館の管理・運営 ― 2 りふ木育全県展開の推進)

(1) 事業目的

「りふ木育」を県全体に広く普及させるため、全県展開に欠かせない指導者の育成と活用、指導者の活躍の場として必要な既存施設・団体との連携、新たな地域拠点施設の整備等を行う。

(2) 実施内容

①りふ木育全県展開推進事業（補助金）

りふ木育ひろばの管理者が独自に企画、提案する木育・森林環境教育プログラムのうち、りふ木育推進員、りふ木育指導員又はりふ木育サポーターを活用し実施する事業

②りふ木遊館サテライト施設整備事業（補助金）

県と連携したりふ木遊館のサテライト施設を整備する事業

(3) 実施方法

①りふ木育全県展開推進事業（補助金）

木育・森林環境教育プログラム実施経費の支援（講師の報償費、費用弁償、消耗品等）

②りふ木遊館サテライト施設整備事業（補助金）

サテライト施設の利用に限定される空間を整備するために必要な設計委託経費、施設整備経費（関連工事を含む）、木製品（木製遊具を含む）や木のおもちゃの導入経費の支援

(4) 事業量（R5～R8年度の4年間）

①りふ木育全県展開推進事業（補助金）

40 施設(10 施設×4 年間)

②りふ木遊館サテライト施設整備事業（補助金）

4 施設（4 年間）

(5) 事業主体

①りふ木育全県展開推進事業（補助金）

りふ木育ひろばの認定を受けている施設管理者

②りふ木遊館サテライト施設整備事業（補助金）

市町村、民間事業者、NPO法人その他知事が認める団体

(6) 補助率等

①りふ木育全県展開推進事業（補助金）

1) 補助率

10/10 以内

2) 補助金上限

100 千円／施設

②りふ木遊館サテライト施設整備事業（補助金）

1) 補助率

2／3 以内

2) 補助対象経費の上限

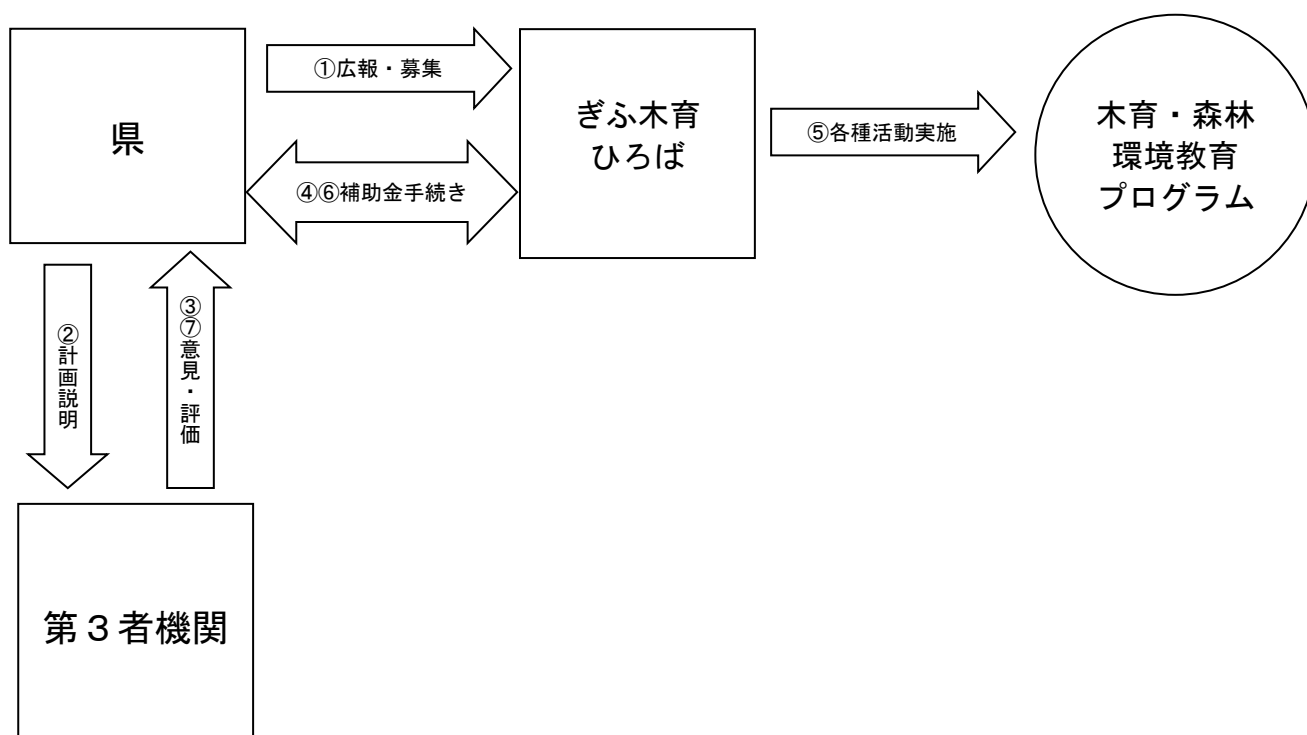
設計委託に要する経費：2,500 千円／施設

施設の改修及び木造化・木質化に要する経費：50,000 千円／施設

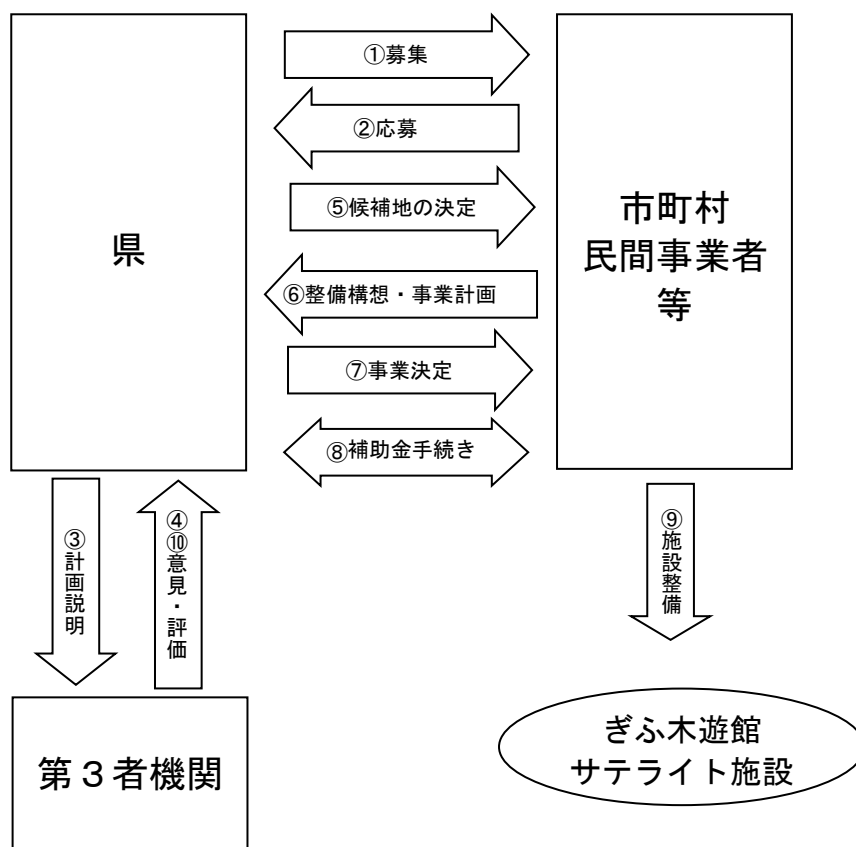
木製品、木製遊具及び木のおもちゃの導入に要する経費：5,000 千円／施設

(7) 事業フロー図 (イメージ)

① ぎふ木育全県展開推進事業 (補助金)



② ぎふ木遊館サテライト施設整備事業 (補助金)



担 当：林政部 森林活用推進課 木育推進係 (内線 4 3 4 7)

6 ぎふ木育推進事業(②ぎふの木を使った教材の導入)

(1) 事業目的

直接、木を見て、触れることにより、木材利用や環境保全に対する理解を深めるため、木育教材の導入を支援する。

(2) 実施内容

環境学習に必要な木育教材等（木のおもちゃ、木製品キット等）の導入

(3) 実施方法

幼稚園、小中学校、児童福祉施設等におけるぎふ証明材を使用した木育教材の導入に対する補助

(4) 事業量（R4～R8年度の5年間）

300 施設

(5) 事業主体

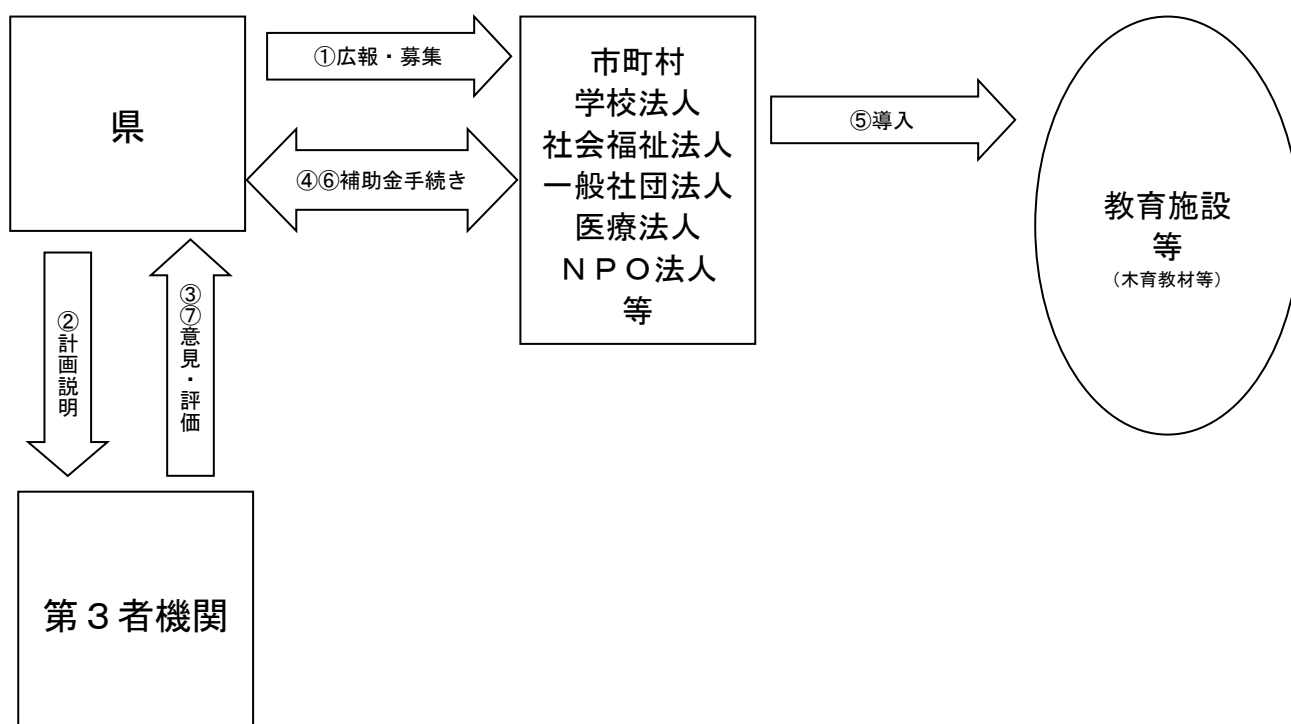
市町村、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人、医療法人、NPO法人 等

(6) 補助率等

導入経費の1/2以内（特例あり）

- ・木のおもちゃ等 1/2 以内（上限 100 千円/施設）
- ・木製品キット 1/2 以内（補助対象経費の上限 3 千円/キット）
- ・ぎふ木育教室を実施する場合 10/10（導入費用が 20 千円を超える部分は 1/2）以内（補助対象経費の上限 3 千円/キット）
- ・ぎふ木育ひろば認定時 10/10 以内（上限 100 千円/施設）、地域支援拠点認定時 10/10 以内（上限 200 千円/施設）

(7) 事業フロー図（イメージ）



6 ぎふ木育推進事業(③森や木、川に関する環境教育やぎふ木育教室の開催)

(1) 事業目的

ぎふ木育の取組みを推進するため、学校、幼稚園、保育園等における取組みや市町村が独自に行う取組みを支援する。

(2) 実施内容

① 森と木と水の環境教育推進事業（県事業）

1) ぎふ木育教室

幼稚園、保育所、子育て支援センターなどにおいて実施する身近な自然と触れあい親しむ活動、自然物を使った遊び、木のおもちゃづくりなど

2) 緑と水の子ども会議

(ア) メニュー型

小中学校、高等学校などにおいて実施する森林整備、木工など

(イ) 学校提案型

県立高等学校、県立特別支援学校、「ふるさと教育 水と森に学ぶ」推進校などの各校が主体となり、独自に企画する事業

② 森と木と水の環境教育推進事業（補助金）

1) 緑と水の子ども会議（学校提案事業）

小中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）、高等学校、特別支援学校などの各校が主体となり、独自に企画する事業

2) 市町村企画事業

市町村が主体となり、幅広い世代を対象として行う「学校提案事業」以外で独自に企画する事業

(3) 実施方法

① 森と木と水の環境教育推進事業（県事業）

1) ぎふ木育教室

活動経費の支援（講師の報償費、費用弁償）

2) 緑と水の子ども会議

活動経費の支援（講師の報償費、費用弁償、消耗品）

(イ) 学校提案型については、上記に加え、使用料も補助対象となる。

② 森と木と水の環境教育推進事業（補助金）

1) 緑と水の子ども会議（学校提案事業）

事業主体への活動費の助成

2) 市町村企画事業

事業主体への活動費の助成

(4) 事業量（R4～R8年度の5年間）

ぎふ木育教室、緑と水の子ども会議参加人数（学校提案事業含む）

34,000人（6,800人×5年間）

(5) 目標とする姿

森や木や水などの岐阜県の豊かな自然環境について理解を深め、森林（自然）に誇りと愛着を持ち、森林に対して責任ある行動をとることができる。

(6) 事業主体

① 森と木と水の環境教育推進事業（県事業）

1) ぎふ木育教室

幼稚園、保育所、認定こども園、児童福祉施設、その他知事が認める者

2) 緑と水の子ども会議

小学校、中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）、高等学校、特別支援学校、学校法人、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構その他知事が認

める者

② 森と木と水の環境教育推進事業（補助金）

- 1) 緑と水の子ども会議（学校提案事業）
市町村（小学校、中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）、高等学校、特別支援学校）、学校法人、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構その他知事が認める団体
- 2) 市町村企画事業
市町村

（7）補助率等

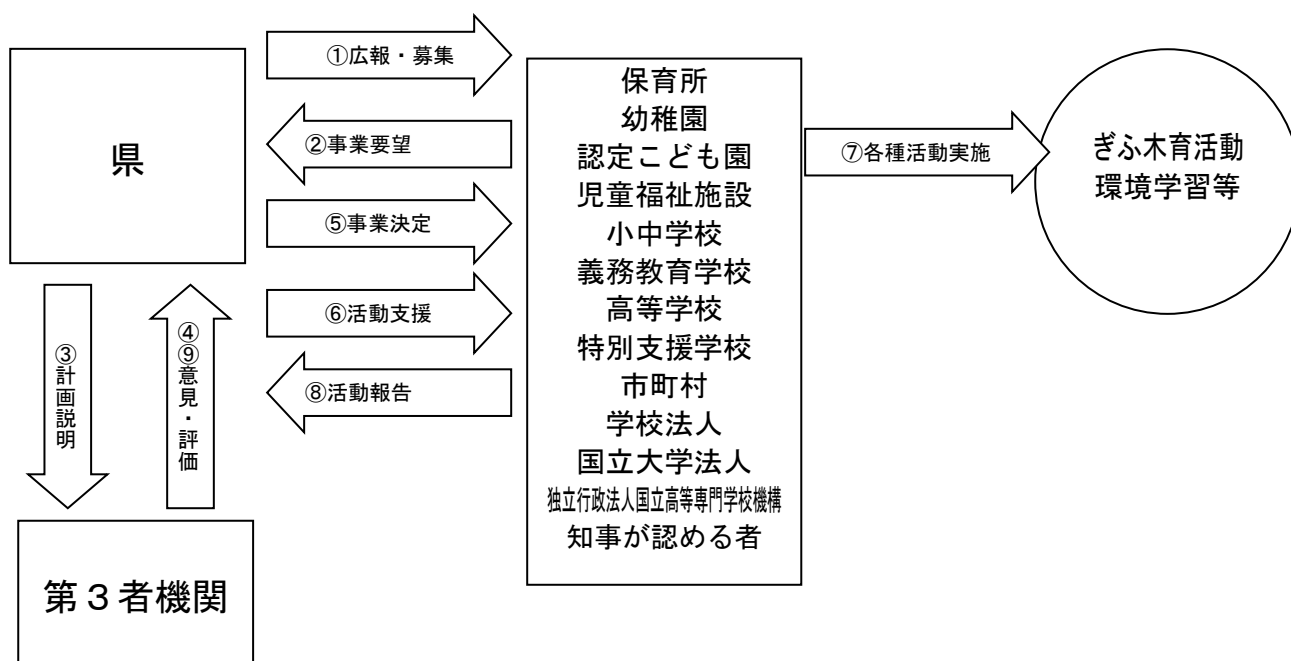
① 森と木と水の環境教育推進事業（県事業）

- 1) ぎふ木育教室
屋内プログラムは 11 時間、屋外プログラムは 13 時間を上限とする。
- 2) 緑と水の子ども会議
1 校あたり 10 事業以内、総事業費 500 千円を上限とする。
（イ）学校提案型については、1 事業あたり 150 千円を上限とする。

② 森と木と水の環境教育推進事業（補助金）

- 1) 緑と水の子ども会議（学校提案事業）
 - 1 補助率
10/10 以内の額
 - 2 補助金上限等
1 校あたり 10 事業以内（1 事業あたり 150 千円を上限）、総事業費 500 千円を上限とする。
- 2) 市町村企画事業
 - 1 補助率
 - ・補助対象経費 2,000 千円以下の部分 10/10 以内
 - ・補助対象経費 2,000 千円を超える部分 1/2 以内
 - 2 補助金上限等
1 事業あたり 500 千円以上とし、5,000 千円を上限とする。

（8）事業フロー図（イメージ）



担 当：林政部 森林活用推進課 木育推進係（内線 4 3 4 7）、緑化推進係（内線 4 3 4 9）

7 森林空間活用促進事業(①観光道路周辺の観光景観林の整備)

(1) 事業目的

観光道路等から眺望ができ、景観形成上の価値が高く、外からの呼び込みによる地域活性化等に資することができる森林を「観光景観林」として位置づけ、市町村による森林整備事業を支援する。

また、森林整備だけでなく、地域の観光部局、観光協会等との連携を図った計画策定、外から人を森林内へ導くための施設の整備等を支援する。(観光景観林総合整備事業)

(2) 対象森林

市町村が観光振興上、重要であると認める森林(民有林)とし、次に掲げる①～④の全てを満たす森林

- ① 市町村森林整備計画の森林配置計画の将来目標区分において「観光景観林」として区分された森林又は区分される予定の森林
- ② 観光道路として、地方自治体または観光協会等において、通称(愛称)が付けられた又は同等の通称(愛称)があると認められる道路に近接する林縁から尾根までの森林
- ③ 1 施行地の面積が 0.1ha 以上の森林とし、1 沿線につき面積がおおむね 1 ha 以上の森林
- ④ 森林所有者の同意が得られた森林であり、森林所有者との 10 年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定が締結された森林

(3) 実施内容

- ・ 不用木の除去(除伐・間伐・林内整備)
- ・ 伐採木・枯損木等の搬出
- ・ 景観形成のための植栽

【観光景観林総合整備事業のみ】

- ・ 関連条件整備(所有者の特定、同意等)
- ・ 整備計画策定
- ・ 附帯施設整備(遊歩道、休憩施設等の整備(改修を含む))

(4) 実施方法

市町村が観光振興上、重要であると認められる森林について、整備計画を策定の上、県に提出。県において審査し、予算の範囲内において事業採択し、実施個所を選定

【観光景観林総合整備事業のみ】

市町村からの提案された整備計画(3年程度)により事業地を選定、優先的・継続的に支援を実施

(5) 事業量(R4～R8年度の5年間)

500ha

(6) 事業主体

市町村

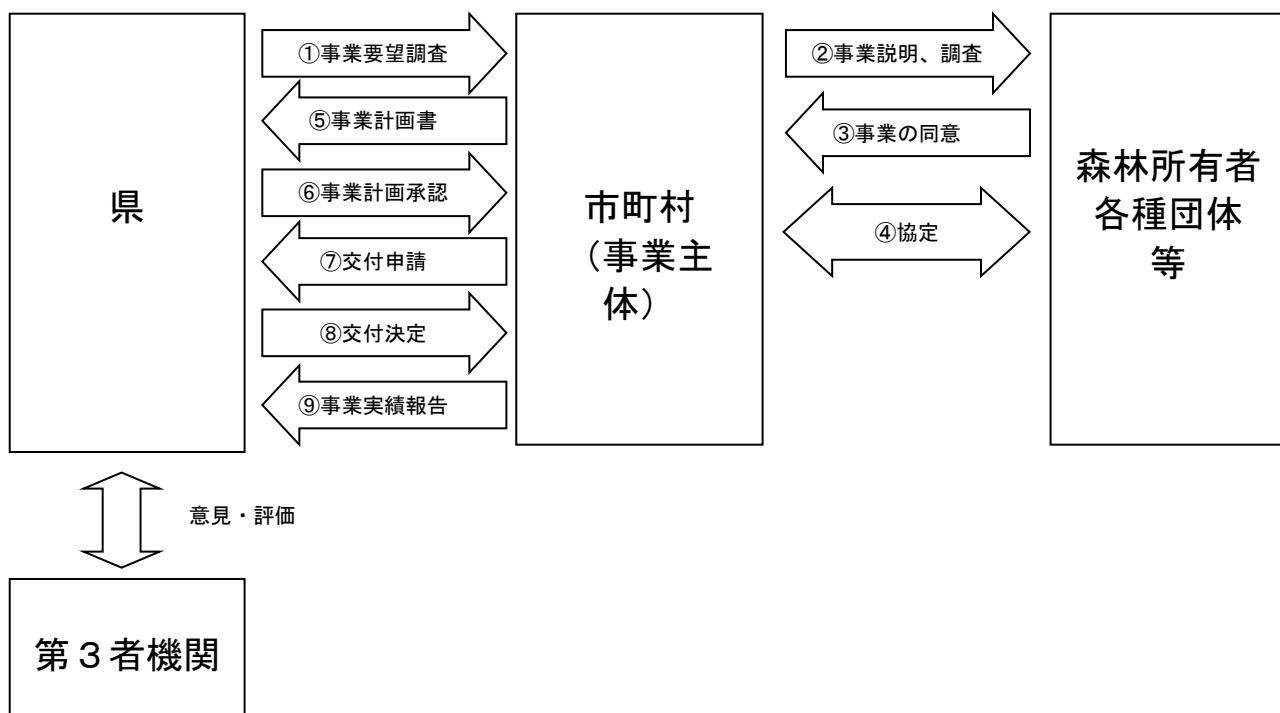
(7) 補助率等

- ・ 不用木の除去(除伐・間伐等) 上限 220 千円/ha
- (不用木の除去に加え伐採木の処理がある場合) 上限 500 千円/ha)
- ・ 景観形成のための植栽 上限 700 千円/ha
- ・ 伐採木等の搬出 上限 7 千円/m³

【観光景観林総合整備事業のみ】

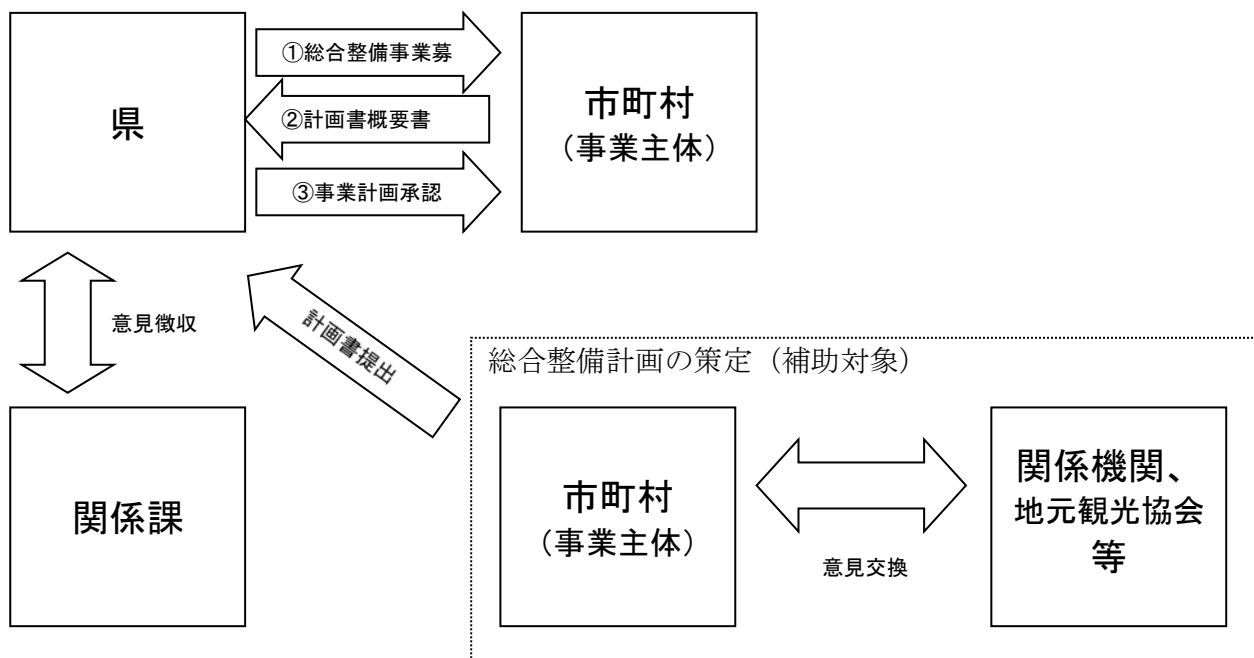
- ・ 関連条件整備(森林所有者の特定や同意の取り付け等に要する経費) 38 千円/ha 上乗せ
- ・ 整備計画策定 上限 必要経費の範囲内
- ・ 附帯施設整備 1/2 以内(上限 10,000 千円)

(8) 事業フロー図 (イメージ)



【観光景観林総合整備事業】

別に募集する観光景観林整備総合事業の計画の選定・承認を受けるものとする（下記流れ）
承認後は通常の観光景観林整備事業と同じ流れで補助事業を実施



担 当：林政部 森林活用推進課 緑化推進係（内線 4 3 4 9）

7 森林空間活用促進事業(②森林空間の活用を図るための施設の設置・改修)

(1) 事業目的

森林空間を健康、観光、教育など多面的に活用し、森林の新たな価値を創造するため、歩道や休憩施設等の整備を支援する。

(2) 対象施設

市町村森林整備計画において、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として区分された森林又は区分される予定の森林内の森林公園等に設置予定又は設置済みの施設。

なお、施設の設置、施設の改修の実施について、第3期清流の国ぎふ森林・環境基金事業の計画期間(R4～R8)内に、各森林公園等につき各1回限りとする。

(3) 実施内容

区 分	内 容
ア 施設の設置	① 歩道等の開設、休憩施設等の新設
	② 対象森林外の案内看板等関連施設の新設
イ 施設の改修	① 歩道・木質構造物等の補修・改修
	② 対象森林外の案内看板等関連施設の補修・改修

※②は、アの①又は、イの①と併せて実施する場合に限る。

(4) 実施方法

森林所有者と市町村との間で本事業の趣旨を合意したうえで、事業主体は施設整備等を実施する。

県は事業主体が実施する施設整備等の費用を助成する。

(5) 事業量(R4～R8年度の5年間)

施設の設置・施設の改修：40施設

(6) 目標とする姿

森林空間が多面的に活用され、多くの人が集まる森林

(7) 事業主体

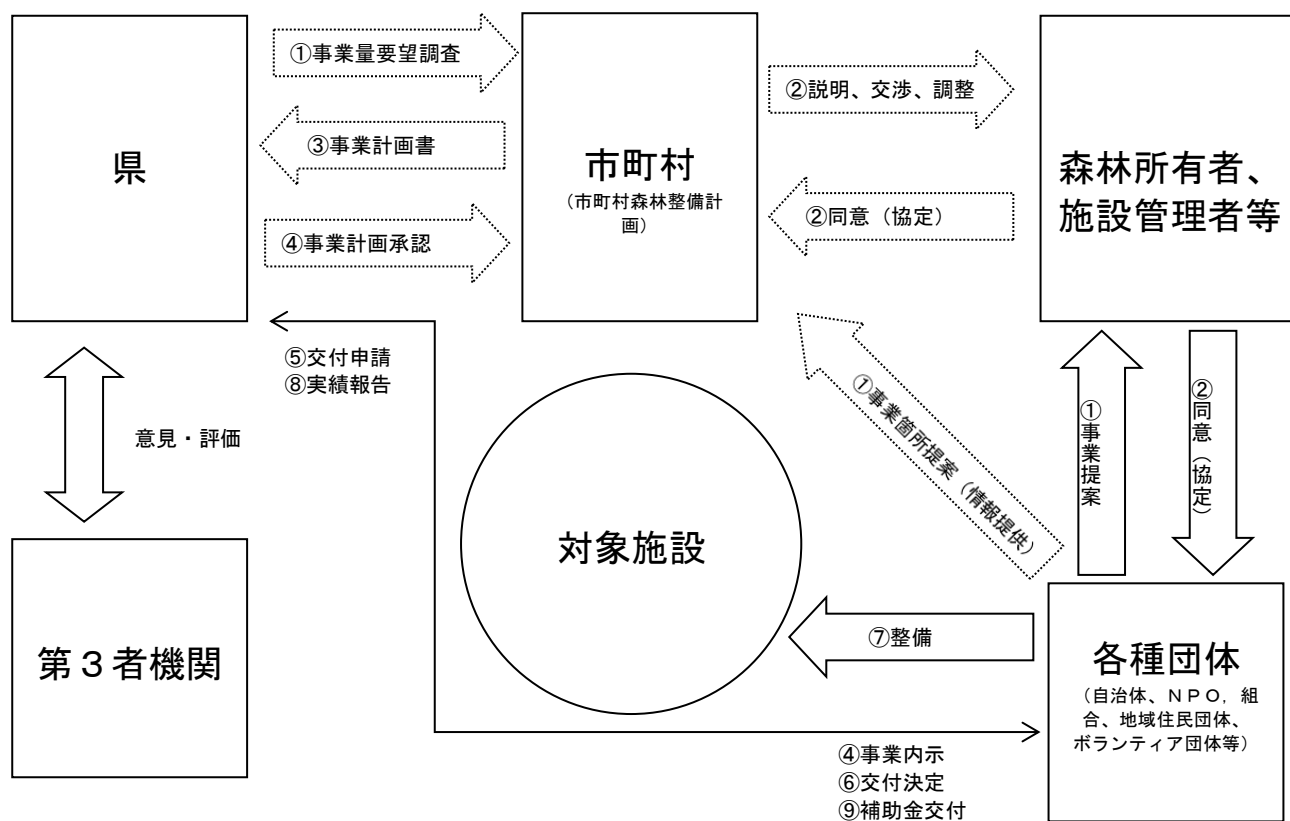
市町村

(8) 補助率等

施設の設置 上限：5,000千円/森林公園等

施設の改修 上限：3,000千円/森林公園等

(9) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：林政部 森林活用推進課 森林サービス産業支援係（内線 4 3 4 5）

7 森林空間活用促進事業(③森林空間を活用した活動の普及促進)

(1) 事業目的

森林空間を多様な分野で活用することで、山村地域に新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」を育成する。

(2) 実施内容

県内の森林空間活用を促進するため、県内の実態調査や県外の先進事例調査、森林サービス産業を普及するためのセミナーを開催する。

(3) 実施方法

企業や団体等に向けたセミナーの開催や先進事例調査を実施。

(4) 事業量 (R4～R8年度の5年間)

森林空間の活用を促進するための活動一式

(5) 事業主体

県

(6) スケジュール

令和4年度

セミナーの実施、ぎふ森のある暮らし推進協議会の設立

令和5年度以降

セミナー、先進事例調査など各種事業の実施

担 当：林政部 森林活用推進課 森林サービス産業支援係（内線4345）

II 環境部門

8 野生鳥獣個体数管理事業(①ニホンジカの個体数管理を目的とした捕獲等)

(1) 事業目的

急速に生息数や生息域を拡大するニホンジカの捕獲等を促進するとともに、捕獲の担い手を育成・確保することで、農林水産業、森林・水その他の生態系及び日常生活等への被害低減を図る。

(2) 実施内容

- ・ 指定管理による捕獲事業
- ・ 狩猟者の捕獲技術の向上
- ・ 個体数調整を目的とした捕獲事業
- ・ 鳥獣捕獲の担い手となるために必要な技能及び知識を有する従事者等の育成
- ・ わな捕獲を中心とした捕獲体制の整備

(3) 実施方法

①野生鳥獣個体数管理事業（県事業）

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
- ・ わなによる捕獲技術の向上を目的とした研修会の開催

②野生鳥獣個体数管理事業（補助金）

- ・ 個体数調整を目的とした捕獲を支援
- ・ 捕獲従事者の育成を支援
- ・ 捕獲体制の整備を支援

(4) 事業量（R4～R8年度の5年間）

ニホンジカの捕獲 35,000 頭

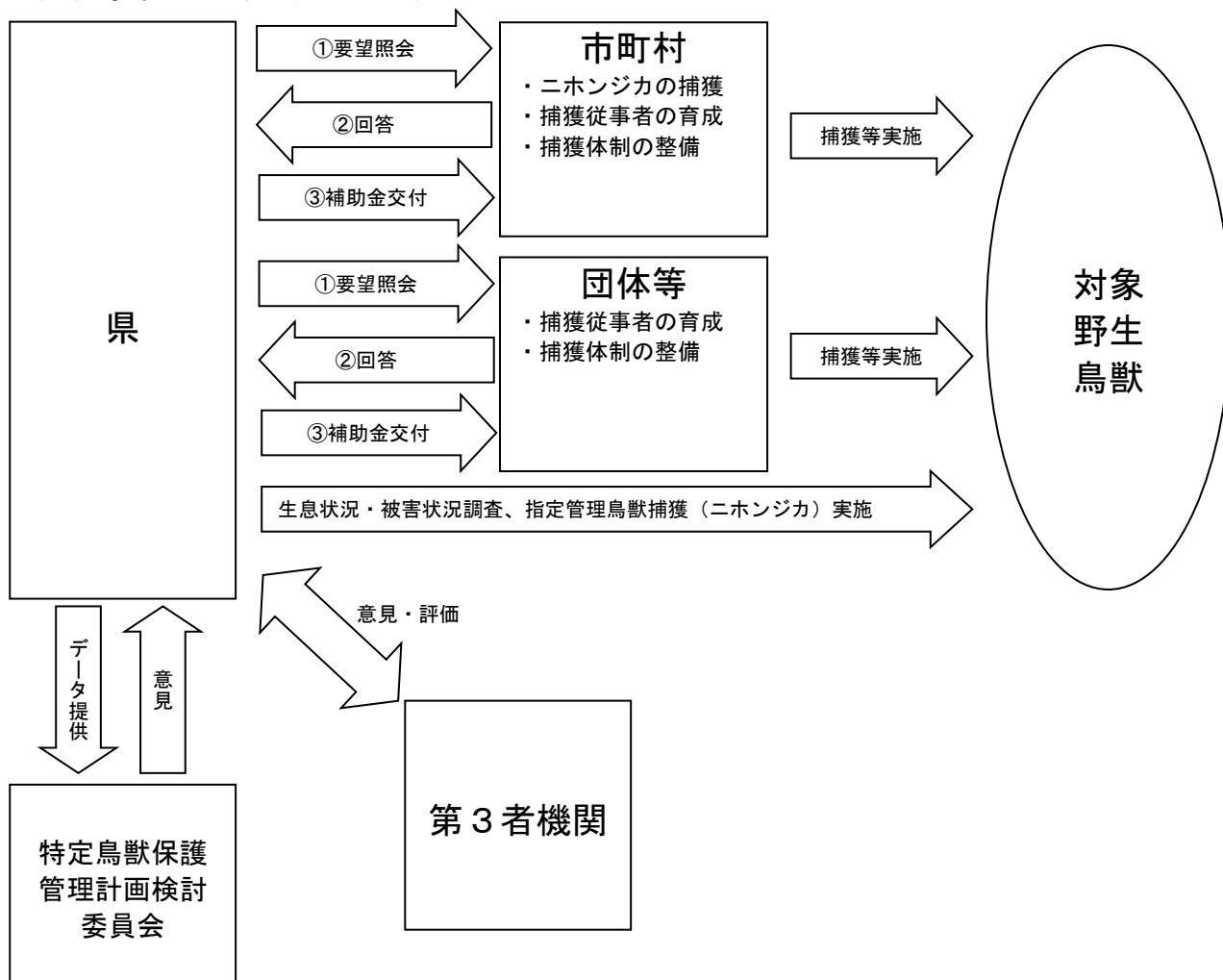
(5) 事業主体

県、市町村、団体等

(6) 補助率等

- ・ 個体数調整捕獲事業
10/10 以内（捕獲報償費 15 千円/頭、捕獲促進費 200 千円以内/市町村）
- ・ 鳥獣捕獲等従事者の育成事業
10/10 以内（500 千円以内/人）
- ・ わな捕獲体制整備支援事業
10/10 以内（1,000 千円以内/地区）

(7) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：農政部 農村振興課（鳥獣害対策室） 鳥獣害対策係（内線 4 1 7 2）

8 野生鳥獣個体数管理事業(②ニホンザルの個体数管理を目的とした捕獲等)

(1) 事業目的

県内に生息するニホンザルについて、農林業被害、生活環境被害、人的被害を防止し、地域住民が安定して生活できる環境を整備するため、加害性の高いニホンザル個体群の捕獲を促進する。

(2) 実施内容

第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)に基づき、加害レベルが高いサルの生息数を減少させるため、市町村が行う個体数調整捕獲を支援する。

(3) 実施方法

- 野生鳥獣個体数管理事業(補助金)
 - ・個体数調整を目的としたニホンザルの捕獲を支援

(4) 事業量(R6～R8年度の3年間)

- ニホンザルの捕獲 972 頭(年間 324 頭)

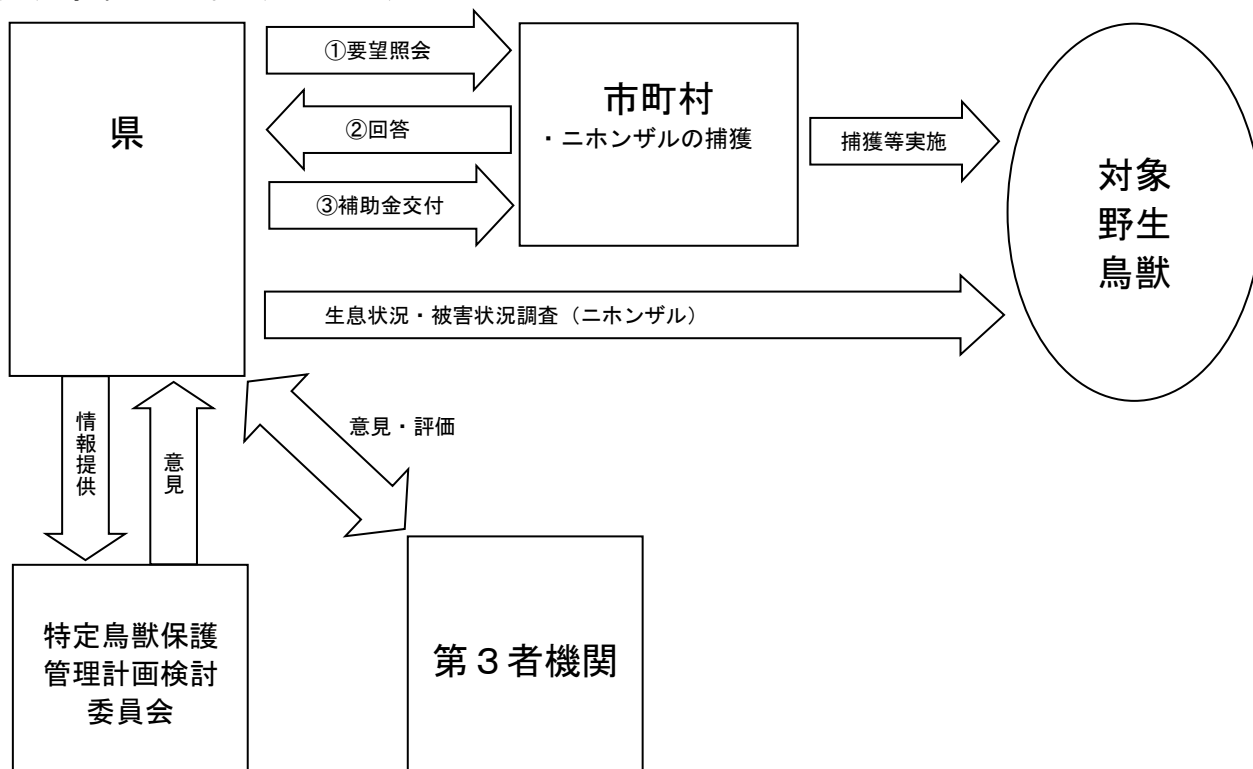
(5) 事業主体

市町村

(6) 補助率等

- 個体数調整捕獲事業(ニホンザル分)
 - 10/10 以内
 - ・捕獲報償費 ニホンザル 15 千円/頭
 - ・捕獲促進費 200 千円以内/市町村

(7) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：農政部 農村振興課（鳥獣害対策室） 鳥獣害対策係（内線 4 1 7 2）

8 野生鳥獣個体数管理事業(③カワウ、カワアイサ及びサギ類の個体数管理を目的とした捕獲)

(1) 事業目的

県内において生息数や生息域を拡大するカワウ等の捕獲・追払い等を促進するとともに、河川流域の広範囲に点在するカワウの繁殖地やねぐら、飛来地における管理体制を整備することで、農林水産業、森林・水その他の生態系及び日常生活等への被害低減を図る。

(2) 実施内容

カワウ等の被害対策活動

(3) 実施方法

野生鳥獣個体数管理事業（補助金）

市町村、漁業協同組合及び協議会等が行うカワウ等の捕獲、追払い等を支援

(4) 事業量（R4～R8年度の5年間）

カワウ等の捕獲 5,000羽

(5) 事業主体

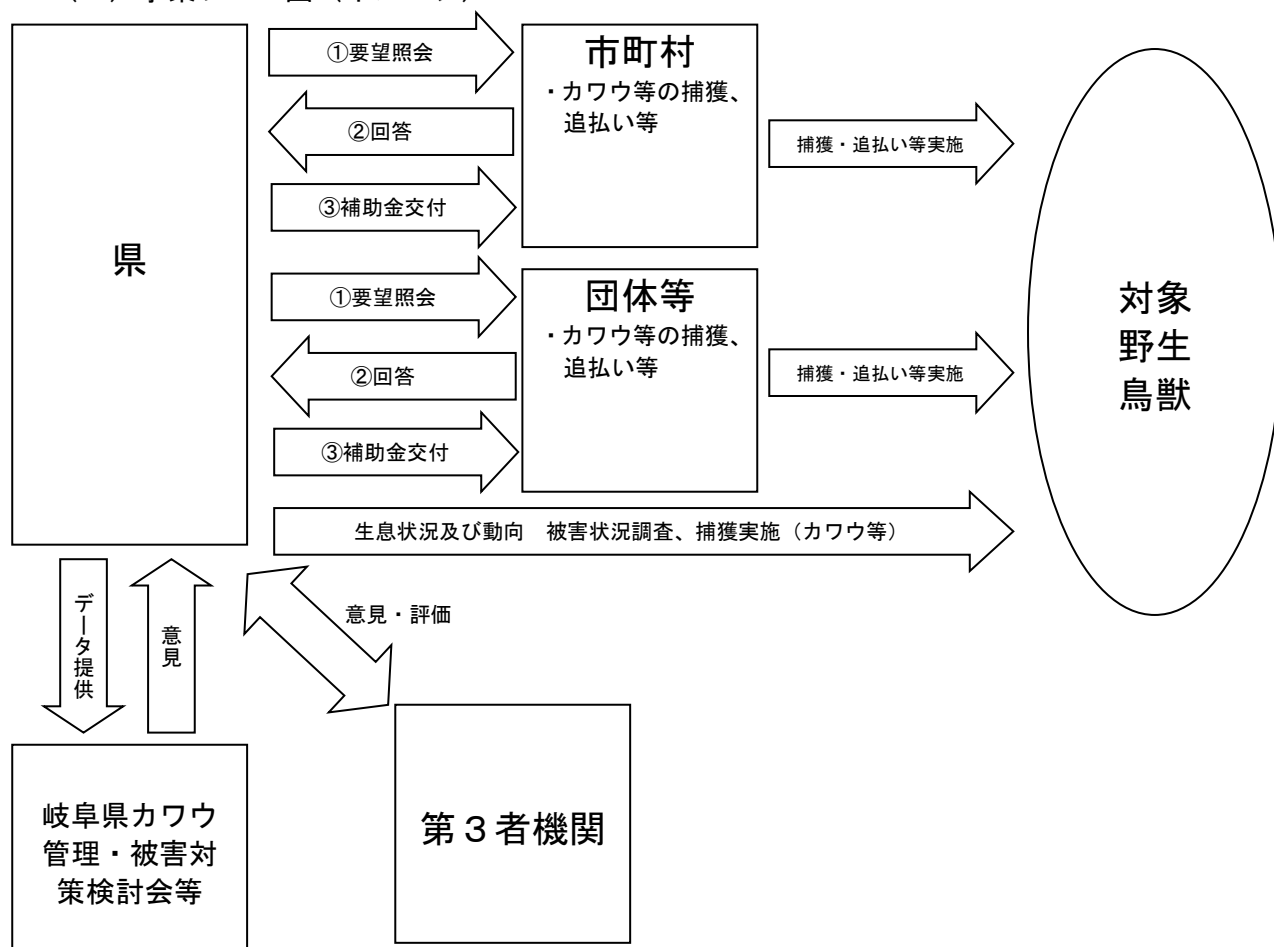
市町村、団体等

(6) 補助率等

カワウ等被害対策支援事業

10／10以内（1,800千円以内／団体、ドローンに係る物品購入1／2以内）

(7) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：農政部 農村振興課（鳥獣害対策室） 鳥獣害対策係（内線 4 1 7 3）

8 野生鳥獣個体数管理事業(④大学等と連携して行う野生動物管理に関する調査研究等)

(1) 事業目的

平成 24 年に野生動物被害防止対策に係る寄附研究部門を岐阜大学に設け、官学が連携し野生動物の調査研究や人材育成に取り組んできたが、野生動物による被害防止対策の一層の強化を図るため、県と岐阜大学が共同で、実践的な野生動物管理を行うシンクタンクとしての役割を担う「岐阜県野生動物管理推進センター」を設置・運営する。

当センターでは、A I、I C T 技術などを活用し、野生動物の生息状況のモニタリング調査を実施、その調査結果をもとに市町村が実施する鳥獣害対策への助言・支援や、農林業従事者、県民を対象とした研修・講座の実施など、野生動物の科学的かつ計画的な管理を推進する。

(2) 実施内容

①野生動物の生息状況調査・研究

- ・野生動物広域カメラモニタリング調査・研究、ニホンジカ等の高山帯への侵入状況の調査

②野生動物管理に関する技術指導

- ・市町村等に対する効果的な捕獲手法・効果検証の指導 等

③人材育成・教育支援

- ・鳥獣関係行政担当者向け研修会の実施、農林高校・森林文化アカデミー等の教育支援等

④普及啓発

- ・連続講座のオンライン開催、シンポジウム等による野生動物管理の重要性等の普及啓発 等

(3) 実施方法

岐阜大学に県と大学の共同設置機関として「岐阜県野生動物管理推進センター」を設置し、派遣職員（県）及び特任教員（大学）により同センターを運営。

同センターで、継続的に野生動物管理に関する調査・研究を行い、また、その調査・研究で得られた成果等をもとに、県や市町村等への技術指導並びに県民や市町村等への研修会や講習会等による人材育成・教育支援及び連続講座やシンポジウム等による普及啓発を実施。

(4) 事業量（R 4～R 8 年度の 5 年間）

野生動物管理に関する市町村等への技術指導 50 件

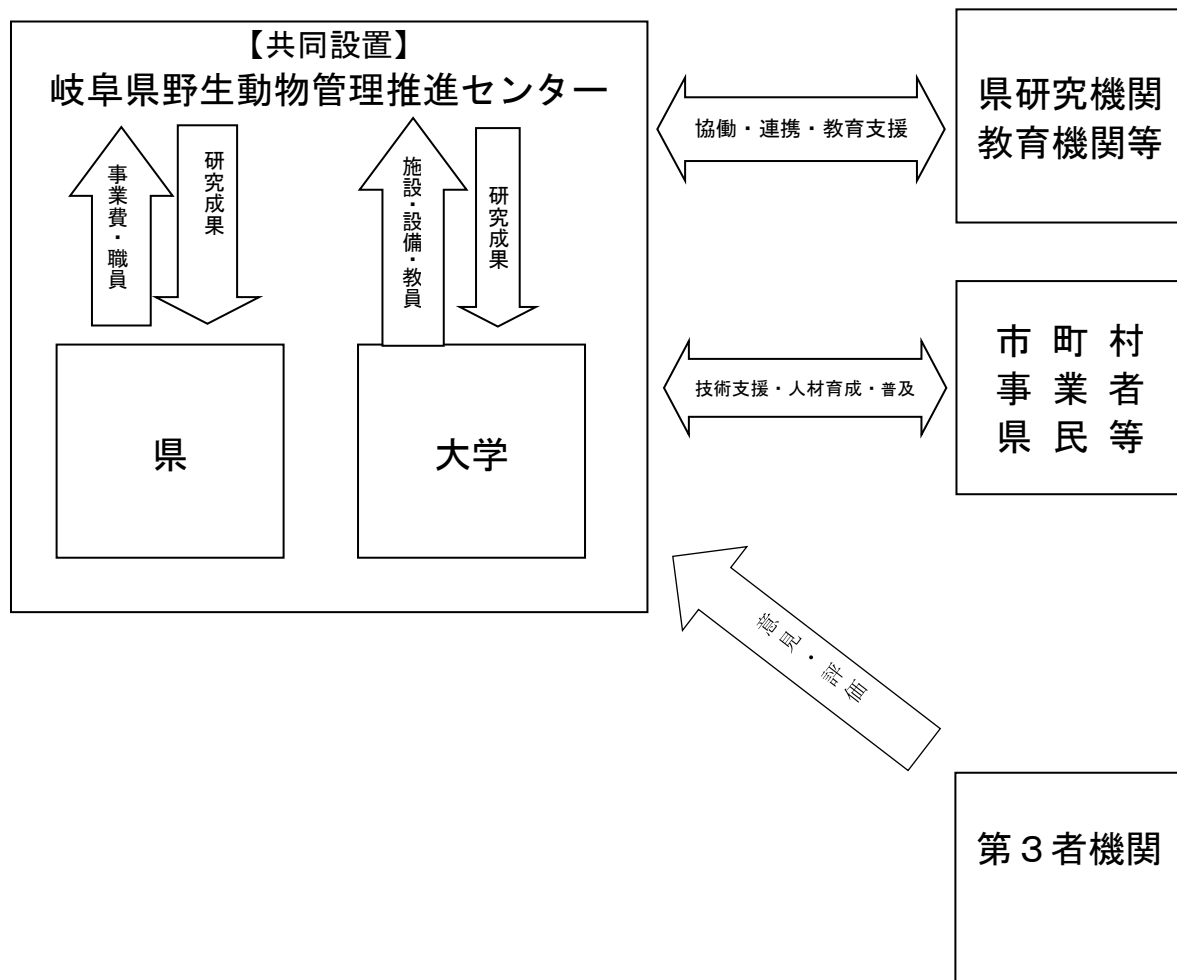
(5) 目標とする姿

野生動物管理（被害防止）のシンクタンク機関、人材育成機関の設置による野生動物に関する地域課題の解決

(6) 事業主体

岐阜県野生動物管理推進センター（県、岐阜大学）

(7) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：環境エネルギー生活部 環境生活政策課 生物多様性係（内線 2 9 2 2）

9 自然生態系保全・再生事業(①上下流域が連携した河川清掃活動の実施)

(1) 事業目的

第2期までに連携を図ったNPO法人に加え、その他のNPOや地域住民等民間団体と県が協働し、流域全体を対象とした河川清掃活動に連帯して取り組むことにより、効率的な河川清掃モデルの確立と流域住民の河川環境及び水環境の保全に対する意識啓発を図る。

(2) 実施内容

- ・ ゴミの集積しやすい場所や樹木が繁茂している場所等の情報収集
- ・ 河川清掃活動（ゴミの清掃）
- ・ 河道内樹木の伐採・除去
- ・ 不法投棄廃棄物等の回収

(3) 実施方法

NPO法人や地域住民等民間団体と協働して、県（河川管理者）が県管理河川における河道内樹木の伐採・除去や不法投棄廃棄物等の回収を実施。

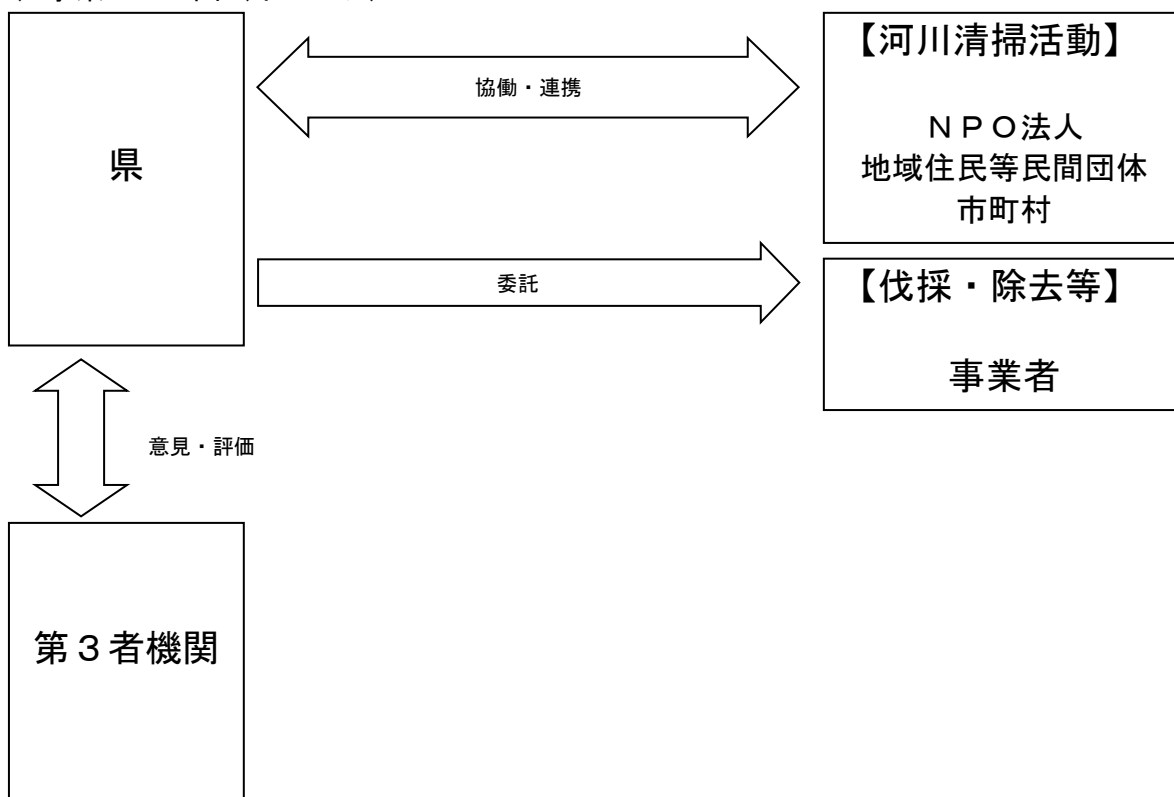
(4) 事業量（R4～R8年度の5年間）

延べ100河川（河川清掃取組み河川における継続実施〔毎年20河川〕）

(5) 事業主体

県

(6) 事業フロー図（イメージ）



担 当：県土整備部 河川課 維持係（内線4635）

9 自然生態系保全・再生事業(②河川魚道の改修及び適切な維持管理)

(1) 事業目的

県管理河川及び砂防施設に設置されている魚道について、状態把握と適切な維持管理を行うことにより、河川の連続性確保を図り、魚がすみやすい環境の創出を図る。

(2) 実施内容

- ・ フィッシュウェイ・サポーターとの協働による点検
- ・ 魚道の機能回復（堆積土砂の除去、修繕・改修工事）

(3) 実施方法

地域住民や漁協などとの地域協働も取り入れながら、「清流の国ぎふ・魚道カルテ」を用いた点検、土砂の除去や修繕・改修等の維持管理を実施。

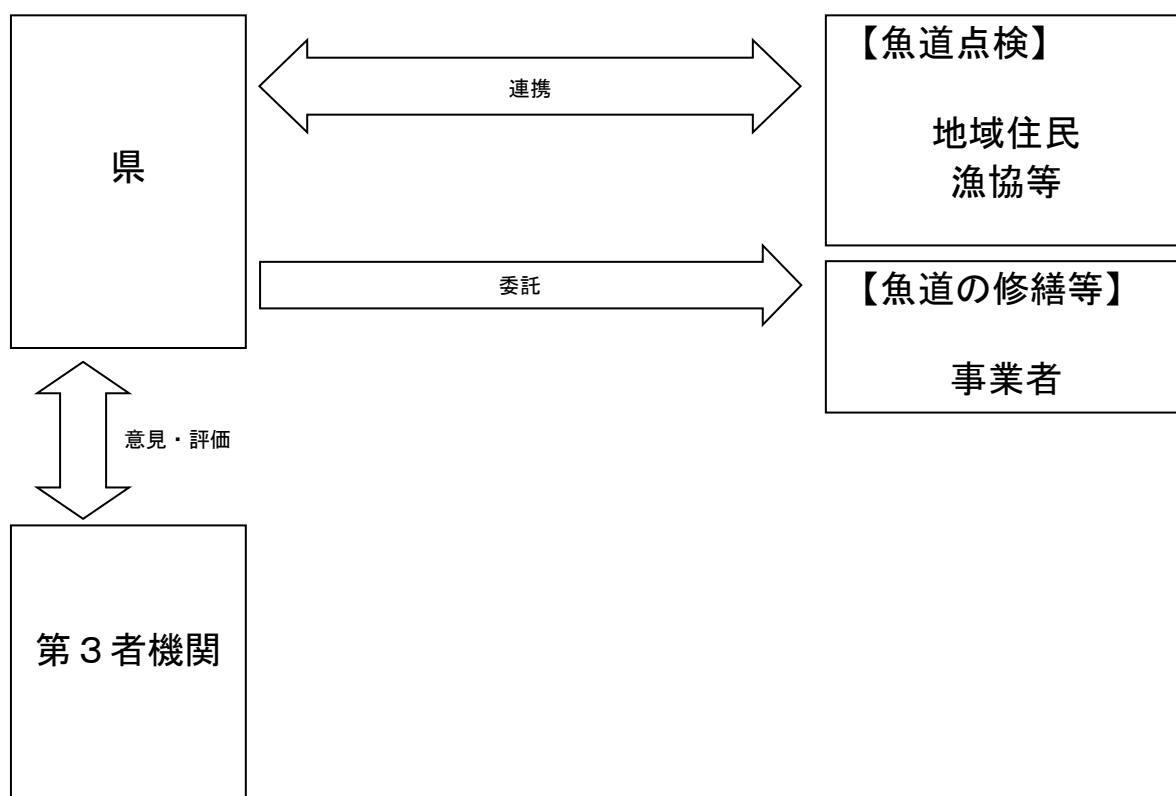
(4) 事業量（R4～R8年度の5年間）

健全な魚道の割合 80%（点検の対象魚道 672 箇所）

(5) 事業主体

県

(6) 事業フロー図（イメージ）



9 自然生態系保全・再生事業（③水田魚道の設置等による水みちの連続性確保及び効果検証）

（１）事業目的

面的な広がりを持った水みちの連続性を確保し、河川や水田に生息する魚類の繁殖、生息空間を再生する。

（２）実施内容

- ① 水田魚道設置研修会の開催及び水田魚道の設置
- ② 農業用排水路内や河川との落差の解消
- ③ 事業の効果検証及び普及啓発

（３）実施方法

【水田魚道の設置】

県は水田魚道の設置研修等を実施し、管理団体等への普及啓発を実施

【落差の解消】

市町村等は県に取組みに対する補助を申請し、県は市町村等に予算の範囲内で補助

（４）事業量（Ｒ４～Ｒ８年度の５年間）

２０地区（毎年①～②いずれかと③の取組みを実施）

（５）目標とする姿

水みちの連続性が確保され、多様な魚種が賑わう地域

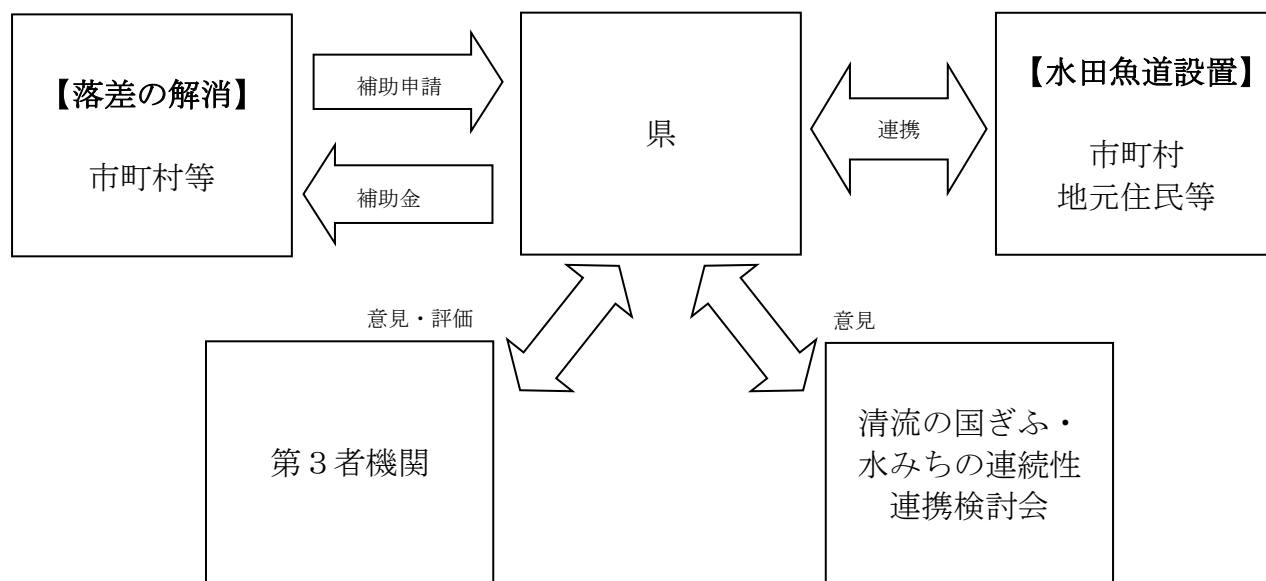
（６）事業主体

- | | |
|--------------|----------|
| ① 水田魚道の設置 | ： 県、市町村等 |
| ② 落差の解消 | ： 市町村等 |
| ③ 効果検証及び普及啓発 | ： 県 |

（７）補助率等

10／10 以内

（８）事業フロー図（イメージ）



担 当：農政部 農村振興課 農村支援係（内線４１７７）
農地整備課 総合整備係（内線４２４１）

9 自然生態系保全・再生事業(④生物多様性の保全・再生の普及啓発)

(1) 事業目的

県民、企業、市町村、民間団体等の各主体が、それぞれの立場で生物多様性の保全について考え、行動に取り組む契機として、生物多様性シンポジウムを開催する。シンポジウムの開催にあたっては、より多くの県民に参加いただけるよう、D X技術を活用したデジタル配信を実施する。

民間や県が取り組む希少野生生物等の保護活動を教材とする出前講座、体験学習等により県民の学習の機会を提供する。

(2) 対象地域

県下全域

(3) 実施内容

- ① 生物多様性に関するシンポジウムを開催し、県民や県内の企業、市町村、民間団体等の各主体がそれぞれにできることを考え、実行するための契機とする。
- ② 県内の児童・生徒などを対象に、「ライチョウ」等の保全・生態等に関する専門家による出前講座を実施する。
- ③ 県の絶滅危惧種であるイタセンパラ等の域外保全を実施するとともに、教育機関での展示・飼育などの保全体験を行う。
- ④ 市町村に対して生物多様性に関する取組み情報等を共有し、主体的な取組みを実践の契機とする。

(4) 実施方法

- ① 県民の関心が高い事項をテーマとした生物多様性に関するシンポジウム等の開催
- ② 小中学生を対象に生物多様性に関する専門家講座の実施
- ③ イタセンパラの域外保全実施とそれを活用した子供たちの保全体験
- ④ 生物多様性に関する取組情報等の配信

(5) 事業量（R 4 ～ R 8 年度の 5 年間）

シンポジウム等の開催 各年度 1 4 回

(6) 目標とする姿

生物多様性保全・再生の重要性について、多くの県民が理解を深めている。

(7) 事業主体

県

9 自然生態系保全・再生事業(⑤生態系保全・再生に係る活動支援)

(1) 事業目的

農業生産性の追及による整備の進展や、外来生物等の侵入、耕作放棄による農地の荒廃など様々な要因により、近年崩れつつある里地里川の生態系の保全又は再生に資するモデル的取組み等を推進、支援する。

(2) 実施内容

①-1 生態系保全団体支援事業

里地里川の生態系を復活するモデル的取組みを実施する団体を支援。

- ・ 生態系に配慮した農業用水路の整備
- ・ 水田、用排水路を活用した環境教育の実施 等

①-2 生態系保全市町村支援事業（農務部門）

用排水路における外来種等の駆除など、農地・農業用施設を対象とする生態系保全に取り組む市町村を支援。

②-1 生態系保全市町村支援事業（環境部門）

貴重な自然環境の保全や特定外来生物の防除※など、農地・農業用施設以外を対象とする生態系保全に地域住民との協働で取り組む市町村を支援。※外来生物法に基づく国の確認を受けた防除実施計画による防除

(3) 実施方法

①-1 生態系保全団体支援事業

県は取組みを公募し、第三者による評価会議の結果を踏まえ、優秀提案者として選定した事業主体に対し費用を補助。

①-2 生態系保全市町村支援事業（農務部門）

市町村は県に取組みに対する補助を申請し、県は市町村に予算の範囲内で補助。

②-1 生態系保全市町村支援事業（環境部門）

市町村は県に取組みに対する補助を申請し、県は市町村に予算の範囲内で補助。

(4) 事業量（R4～R8年度の5年間）

実施団体数 24 団体

①-1 生態系保全団体支援事業

1 団体あたり上限 2,000 千円を概ね年間 7 団体に補助

①-2 生態系保全市町村支援事業（農務部門）

概ね年間 8 市町村に事業費の 1/2 以内（上限 1,000 千円）を補助

②-1 生態系保全市町村支援事業（環境部門）

概ね年間 9 市町村に事業費の 1/2 以内（上限 5,000 千円、下限 500 千円）を補助

(5) 目標とする姿

①-1 生態系保全団体支援事業

事業実施団体が、地域住民を巻き込み、継続的に生態系保全活動に取り組む

①-2 生態系保全市町村支援事業（農務部門）

市町村と地域住民が協働して外来生物対策等の生態系保全活動に取り組む

②-1 生態系保全市町村支援事業（環境部門）

市町村と地域住民が協働して特定外来生物対策等の生態系保全活動に取り組む

(6) 事業主体

①-1 生態系保全団体支援事業

NPO、地域団体等

①-2 生態系保全市町村支援事業（農務部門）

市町村

②-1 生態系保全市町村支援事業（環境部門）

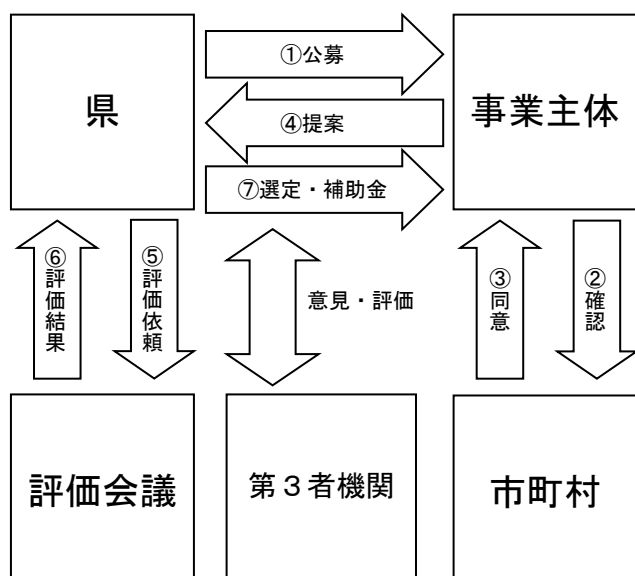
市町村

(7) 補助率等

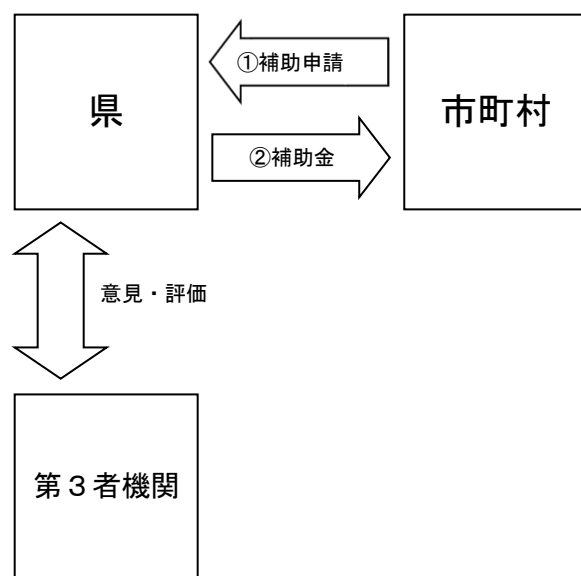
- ①-1 生態系保全団体支援事業
10/10(上限 2,000 千円)
- ①-2 生態系保全市町村支援事業 (農務部門)
1/2 以内(上限 1,000 千円)
- ②-1 生態系保全市町村支援事業 (環境部門)
1/2 以内(上限 5,000 千円、下限 500 千円)

(8) 事業フロー図 (イメージ)

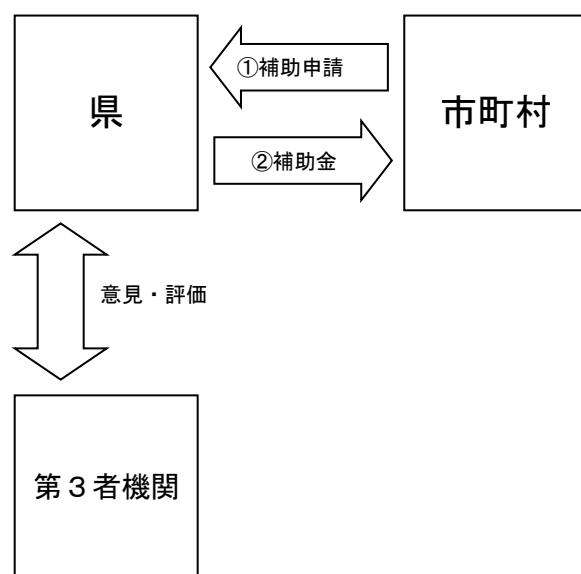
① -1 生態系保全団体支援事業



①-2 生態系保全市町村支援事業 (農務部門)



②-1 生態系保全市町村支援事業 (環境部門)



担 当：環境エネルギー生活部 環境生活政策課 生物多様性係 (内線 2 9 2 3)
農政部 農村振興課 農村支援係 (内線 4 1 7 7)

10 脱炭素社会ぎふづくり事業

○「脱炭素社会ぎふ」とは

2050年までに、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」と森林などによる「吸収量」を均衡させ、県内の温室効果ガスの排出を実質ゼロとする社会を目指す。

そのためには、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及拡大など、温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和策」と中長期的に避けられない影響による被害を防止・軽減する「適応策」を両輪として取り組む必要がある。

また、温室効果ガスの増加が要因とされる気候変動は、人々の活動はもとより生物多様性や自然生態系にも大きな影響を及ぼす可能性が指摘されていることから、それらも踏まえた自然環境の保全や環境教育の推進が必要である。

継続

10 脱炭素社会ぎふづくり事業(①脱炭素社会ぎふを支える人づくり)

(1) 事業目的

「脱炭素社会ぎふ」を支える人づくりを進めるため、カーボン・オフセットや地球温暖化、環境負荷の軽減、自然環境の保全、生物多様性などの環境問題について、県民が自らの問題として考え、行動変容の実践につながるよう、理解促進のための啓発活動や、自然環境体験・環境学習などの実体験・学びの場での活動等の事業を実施する。

(2) 対象地域

- ① 県内及びつながりのある県外の地域
- ②、③、④ 県内

(3) 実施内容

- ①脱炭素社会ぎふを支える人づくり推進事業
 - ・体験や交流を通じた「森・里・川・海のつながりや環境問題」に関する理解を深め、環境にやさしい行動への変容を促進するためのプログラムの実施
- ②カーボン・オフセットに係る理解促進及び人材育成事業
 - ・カーボン・オフセット及びJ-クレジットセミナーの開催
 - ・ぎふエコアクション学生アンバサダーの育成及び活用
- ③次代の環境活動を担う人材育成支援事業
- ④地域団体等が行う小水力発電施設を活用した環境教育推進事業

※③、④においては、以下の経費は対象としない。

- (ア) 既存事業の財源振り替え（新たな展開又は拡大を図るものを除く）
- (イ) 国庫及び県単補助事業の市町村負担分
- (ウ) 職員人件費
- (エ) 不動産（土地、建物等）の取得費

(4) 実施方法

- ①、② 県が実施
- ③、④ 事業主体自らが計画から実行まで行う人づくりのための活動に対する支援

(5) 事業量（R4～R8年度の5年間）

- 2,500人（体験プログラム等参加者数）
- ① 75回（年15回）
- ② セミナー 15回（年3回）／イベント 10回（年2回）
- ③ 20団体（年4団体）
- ④ 25回（年5回）

(6) 目標とする姿

啓発や体験等により理解したり学んだ人が増え、その人たちが行動変容を実践することで、周囲の人たちに波及し、脱炭素社会ぎふを支える人が増える。

(7) 事業主体

①、②県 ③市町村 ④地域団体等

(8) 補助率等

③次代の環境活動を担う人材育成支援事業

ア 補助率

- ・補助対象経費 2,000 千円以下の部分 10/10 以内
- ・補助対象経費 2,000 千円を超える部分 1/2 以内

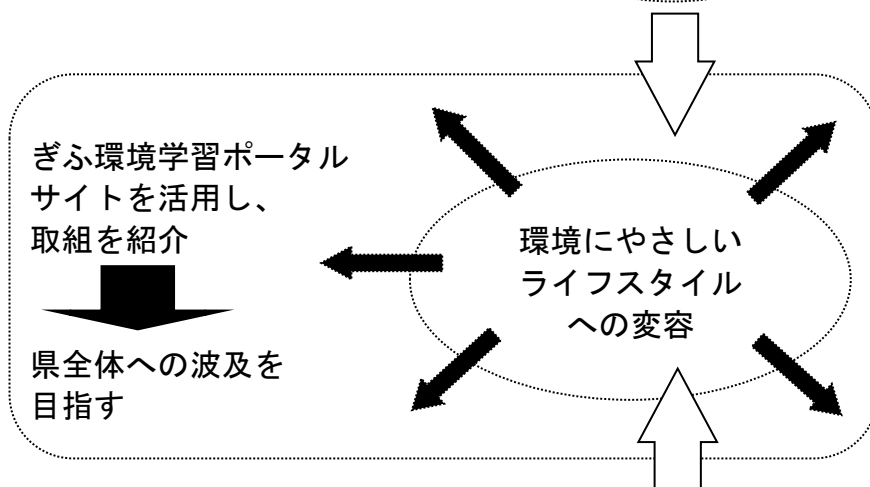
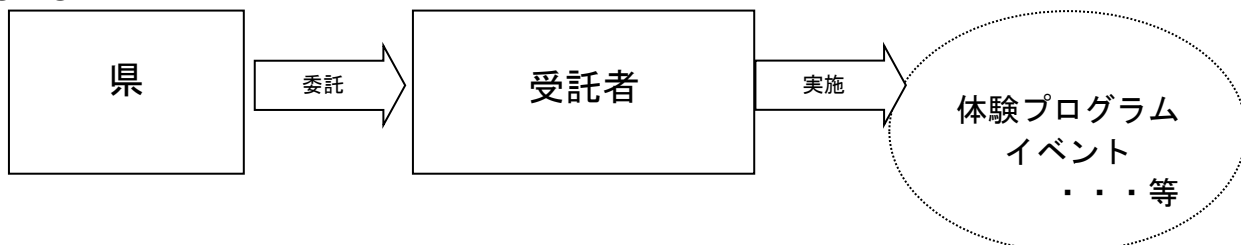
イ 補助金の額

1 事業あたり 上限額：6,000 千円 下限額：1,000 千円

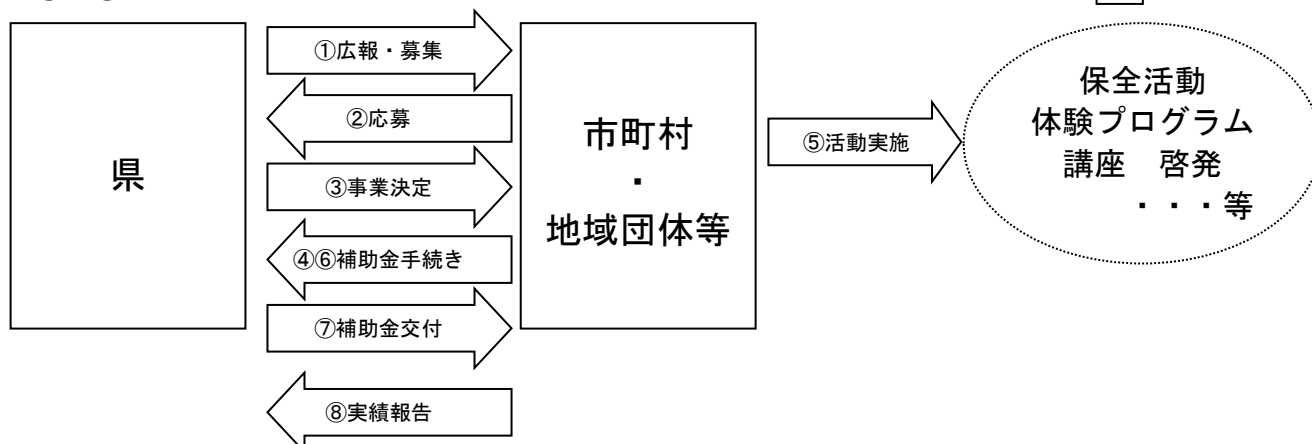
④10/10 以内（上限 500 千円／事業）

(9) 事業フロー図（イメージ）

①、②



③、④



担 当：環境エネルギー生活部 環境生活政策課 環境教育係（内線 2932）
省エネ・再エネ社会推進課 温暖化・気候変動対策係（内線 2990）
農政部 農地整備課 水利・小水力係（内線 4239）

Ⅲ 共通部門

11 清流の国ぎふ地域活動促進事業

(1) 事業目的

森や川づくりに対しての県民の関心を高め、県民総参加の森や川づくりを推進するため、NPO等自らが企画・立案・実行する創意工夫ある森や川づくり活動を支援する。

(2) 対象地域

岐阜県内での活動。

ただし、森・川・海の流域一体での環境保全活動など県外の上下流域との連携した活動が必要な場合は、本県に係わる流域県も対象とすることができる。

(3) 実施内容

森や川の価値や森づくり・川づくりの重要性について理解と関心を高め、県民共有の財産である森や川を社会全体で支える県民協働で取り組む森づくり・川づくりにつながる活動。

①県民参画を促進する森づくり・川づくり活動

②水環境や生物多様性の保全を目指す活動

③子どもたちのための森づくり・川づくり活動

④上記①～③の活動のうち、特に対策が必要である課題に対してモデル的に行われる活動

(4) 実施方法

事業主体が、自らが計画から実行まで行う環境保全活動に対する支援。

(5) 事業量（R4～R8年度の5年間）

250件

(6) 目標とする姿

県内各地において、森づくり・川づくりを行う団体が、継続的で自立的な県民参加型の活動を活発に行い、県民協働の森づくり・川づくりが行われる。

(7) 事業主体

法人、団体（NPO、地域住民団体、ボランティア団体 等）

※個人の場合は、3名以上で構成された任意団体であって、規約を有す等諸要件を満たす場合に限る

(8) 補助率等

①補助率

(3) ①～③に該当する事業

・補助対象経費 500 千円以下の部分 10/10 以内

・補助対象経費 500 千円を超える部分 1/2 以内

(3) ④に該当する事業

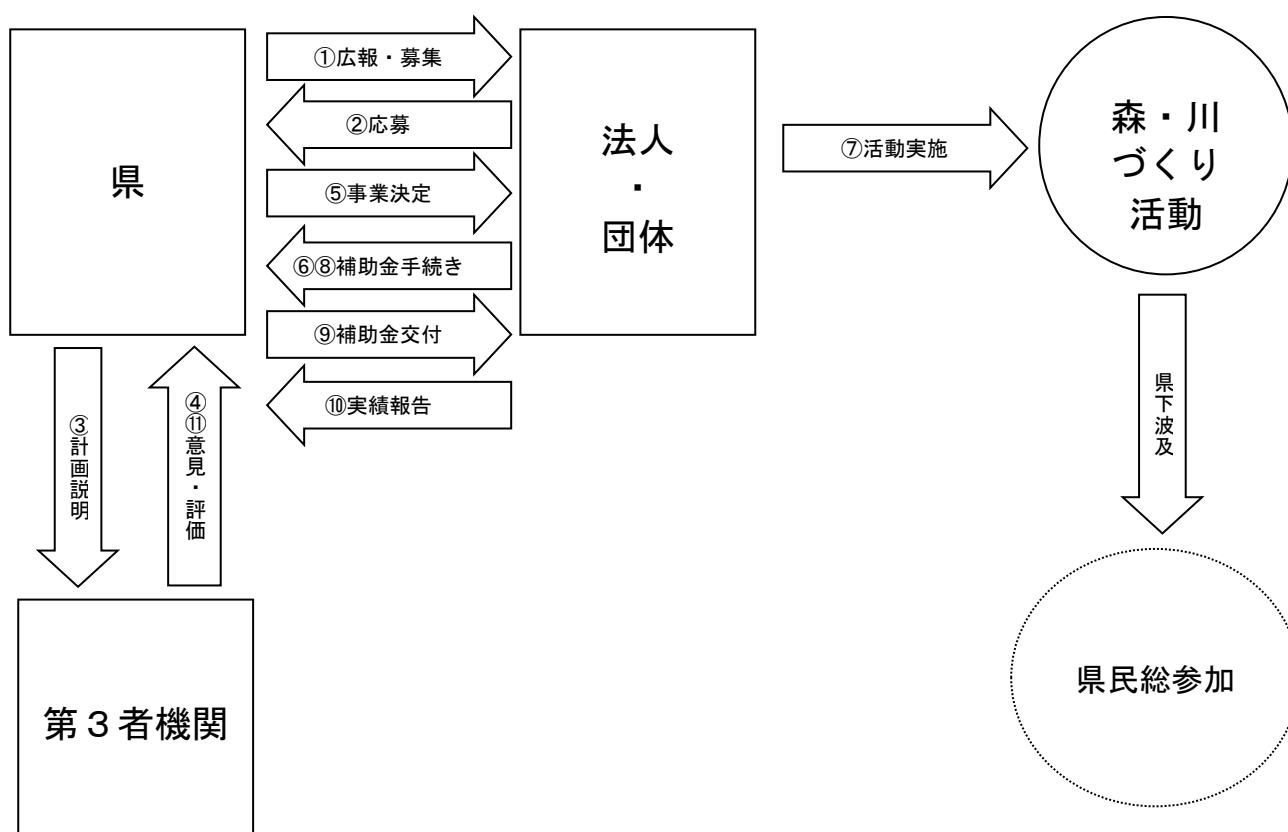
・補助対象経費 1,000 千円以下の部分 10/10 以内

・補助対象経費 1,000 千円を超える部分 1/2 以内

②補助金の額

1事業あたり 300 千円以上とし、2,000 千円（(3) ④については、2,250 千円）を上限とする。

(9) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：環境エネルギー生活部 環境生活政策課 環境教育係（内線 2 9 3 2）
林政部 森林活用推進課 森林活用係（内線 4 3 4 4）